

## 施策 2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備

### 《めざす姿》

誰もが自身の心と体の健康に関心を持って健康増進に取り組み、充実した地域医療体制のもと、安心して生活しています。

### ■ 現状・課題

- 高齢化が進行する中、誰もが生涯を通じて心と体の健康づくりを進め、健康寿命を延ばすことは重要な課題となっています。特に本市では、喫煙が影響する慢性閉そく性肺疾患<sup>※28</sup>や肺がんにおける男性の標準化死亡比<sup>※29</sup>が高く、健康づくりの大きな柱として、全身の健康状態に影響を及ぼすタバコへの対策を進める必要があります。また、うつ病などのこころの病気にかかる人の増加、自殺者が毎年発生している状況も、大きな問題となっています。心身両面の健康づくりにあたっては、「自分の健康は自分でつくる」ための個人への働きかけとともに、健康無関心層を含めた健康づくりを推進するために、楽しみながら健康になる健康長寿のまちをめざし、その環境づくりを社会全体で推進するという考えのもと、取組を進めていくことが重要です。
- 生活が便利で豊かになり、食生活やライフスタイルの変化が急速に進行していることで、生活習慣に起因する生活習慣病が、私たちの健康を脅かす大きな問題となっています。健康づくりに向けた意識啓発や、健（検）診の受診を勧めるとともに、医療機関と連携した保健指導や市の健康課題に対応する取組を効果的に推進するための体制づくりを進めていく必要があります。
- 近年、人々のライフスタイルや食に関する価値観・選択肢の多様化に伴い、食生活が豊かになる一方で、食習慣の乱れや栄養の偏り、肥満や生活習慣病、痩身志向、孤食など、食を取り巻く様々な課題が見受けられます。食育<sup>※30</sup>は、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するための基本であり、家庭・地域・学校・関係機関等が役割を分担し、連携しながら、健康づくりと併せて 総合的かつ計画的に取組を進めていく必要があります。
- 令和に入り、自殺者数は横ばい状態ですが、未遂者は若年層、特に女性が増加しています。心の健康づくりについては、相談対応や啓発等を進めるとともに、自殺の予防に向け、教育等の直接市民に関わる職種を対象としたゲートキーパー研修による自殺対策を支える人材育成や、リスクが高い状況にある人への支援を強化し、「生きることへの包括的な支援」を行うことが必要です。
- 2040年には、本市の高齢化率は35%に迫る予想で、特に85歳以上の後期高齢者が増加すると見込まれています。このことは、医療を要する市民の実数と比率が、引き続き増加・上昇していくことを示しています。また、高齢者の世帯では、独居や夫婦等のみの世帯が増加しており、「老・老」や「認・認」といわれる状況で在宅療養を行う世帯が相当数に至ることも懸念されています。こういった状況の下、医療機関が在宅療養支援で果たす役割は年々大きくなっており、患者・市民や地域にもっと寄り添い、もっと身近に医療を提供することが求められています。

※28 慢性閉そく性肺疾患とは、たばこの煙など毒素の吸入により免疫反応が続いた結果、破壊された組織と増えたたんなどによる気道閉鎖がおりやすい状態のこと。

※29 標準化死亡比とは、人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。

※30 食育とは、様々な体験を通じて「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる活動のこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 市民の健康づくりへの支援

取組方針

市民が自ら健康づくりに取り組むための支援や体制の充実を図ります。また、医療、福祉、保健等の関係機関との連携により、相談支援体制の充実を図ります。

主な取組

健康づくりに関する意識啓発・教育の実施、食育に関する意識啓発・教育の実施、健（検）診の受診勧奨、地域の健康づくりの取組支援、自殺対策の推進、自然に健康になれる環境づくりの検討（ICT利活用等）

### ② 地域医療体制の整備

取組方針

地域医療に係る国・県の政策は、保健医療圏域を単位に、それぞれの医療機関が機能を分担しながら、互いの連携をより強化するよう促すものとなっています。市では、地域の中核的医療機関である市立野洲病院（移転後の新名称：市立野洲地域医療センター）において、圏内の高度医療機関等で集学的な治療を終えた市民が、安心して在宅に復帰できるための医療を進めます。また、同院の病床（199床）や総合的な医療機能をもって、市内診療所や介護事業所の後方支援の役割を果たすとともに、実益性のある地域医療・介護連携を進めます。

主な取組

市立野洲病院（移転後の新名称：市立野洲地域医療センター）を中心とした地域の医療機関との連携、市民ニーズの高い専門科の診療体制の保持と中規模病院に相応な市民と患者に寄り添う「総合診療」と訪問診療の体制確立、急性期の治療を終えた患者の在宅療養復帰を支援する回復期のリハビリテーションの強化と、整形外科領域での相当高度な手術の拡大による経営の健全化、人間ドック等健診事業の充実と地域リハビリテーション事業の取組による二次予防の推進

## 指標

指標名	現状値（R6）	目標値（R12）
特定健診受診率	44.0%	50.0%
特定保健指導の実施率	31.9%	40.0%
喫煙率（男性）	19.0%	13.5%以下

## 関連する主な市の計画

- ほほえみやす 21 健康プラン
- 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健康診査等実施計画
- 食育推進計画
- いのち支える野洲市自殺対策計画
- 地域福祉基本計画
- 市立野洲病院 経営強化プラン

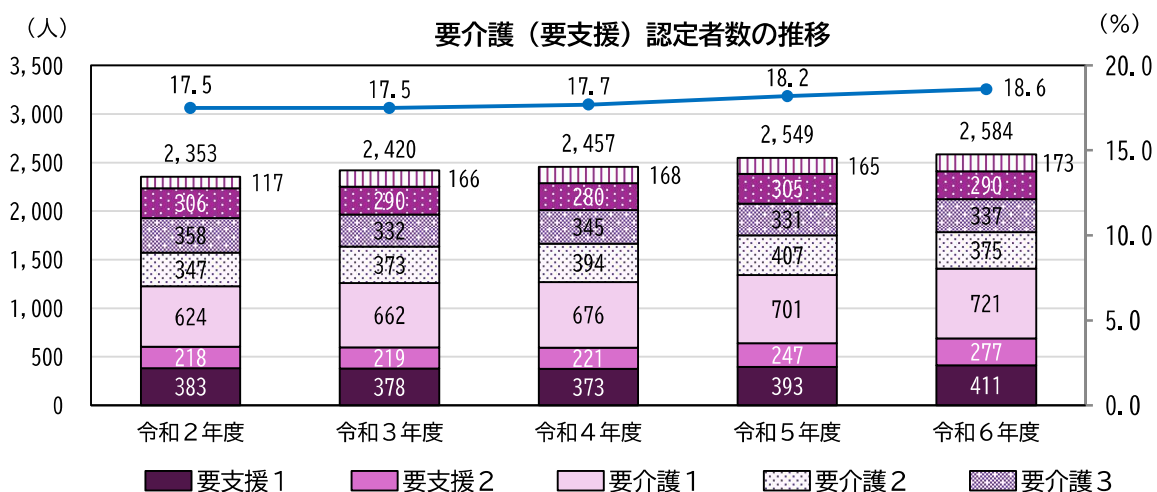
## 施策 2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

### 《めざす姿》

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らしています。

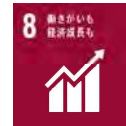
### ■ 現状・課題

- これまで培ってきた能力や知識や経験を生かして、地域や社会で活躍したいと考えている高齢者も多く、そういった高齢者の力による活発な地域活動や、高齢者の通いの場であるいきいき百歳体操<sup>※31</sup>やサロン活動が市内全域で充実・拡大しつつあります。人生 100 年時代を迎える中、健康寿命の延伸に向け、住民等による地域での介護予防等の取組を促進するための総合事業を推進する必要があります。
- 本市の令和 6 年度末における要介護（要支援）認定率は 18.6%で県平均 18.8%とほぼ同じ水準ですが、高齢化率は 26.96%まで上昇しており、今後ますます認知症をはじめ介護や医療を必要とする人の増加が見込まれます。近年、特に独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、地域との関係を十分築けず社会的に孤立してしまう高齢者や、困窮や複合的な生活課題を持つ高齢者が増えています。市や社会福祉協議会との協働により、市民や福祉関係団体、民間企業等の福祉活動の推進や地域での連携を図る必要があります。
- 本市ではこれまで、特別養護老人ホームのほか、老人保健施設や病院のベッド数の確保を進めてきました。今後は高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適正な介護サービスの利用や介護人材不足への対策など、持続可能な介護保険の運営への対応が必要です。



資料：野洲市（各年度末時点）

※31 いきいき百歳体操とは、高知市で開発された体操で、手首と足首におもりバンドをつけ、椅子に座ってDVDを見ながらゆっくりと体を動かす、体力づくりを目的とした体操のこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 健康づくり活動と社会参加の促進

取組方針

高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むきっかけや環境づくりを行うとともに、地域活動やボランティア活動に参加し活躍できるよう後押しをすることで、生きがいを持って健康に楽しく暮らす高齢者を増やします。また、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど多世代を含む地域住民との交流を促進する共生型の介護予防の取組を推進します。

主な取組

いきいき百歳体操や高齢者サロン等の介護予防活動の促進、高齢者の学びの場の提供、買物付き添い等のボランティア活動や高齢者相互支援活動の推進、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

### ② 高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり

取組方針

身近な地域で相談や支援を行う体制を充実させるとともに、市民が行う多様な福祉活動とまちづくり活動が相互に作用し結びついて発展していくように促すことで、地域で安心して暮らせる高齢者を増やします。

主な取組

地域包括支援センターの機能強化と各中学校圏域への設置の検討、地域ケア会議や生活支援体制整備事業の協議体等の開催、認知症高齢者を市民や地域で見守る仕組みの充実

### ③ 市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進

取組方針

市民ニーズに沿った在宅サービスを整え、介護が必要な高齢者が安心して在宅で療養できるまちをめざします。

主な取組

地域密着型サービスの充実、ケアプラン点検による適正なサービス利用の促進、在宅医療・介護連携の推進、介護人材確保・定着に関する事業所との連携・対策

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
いきいき百歳体操の団体数・参加者数	67 団体 1,319 人	75 団体 1,500 人
おたがいさまサロンの数・実施回数	81 サロン 932 回	100 サロン 1,300 回
要介護（要支援）認定率	18.6%	18.6%以下

## 関連する主な市の計画

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 地域福祉基本計画
- ほほえみやす 21 健康プラン

## 施策 2-3 障がい児・者福祉の充実

### 《めざす姿》

障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むための体制が整い、誰もがともに地域でいきいきと暮らしています。

### ■ 現状・課題

- 近年、障がいに関する相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化しています。また、身体障がいや知的障がいのほか、外見からは分からない精神障がいや内部障がい<sup>※32</sup>を抱える人も多くなっています。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい特性や多様化するニーズに合わせたきめ細やかな障がい福祉サービスを提供することが求められており、関係機関等との連携をさらに強化し、相談員の確保や専門性の向上により、相談支援体制を充実させる必要があります。
- 障がいのある人への理解の促進を図るため、市のホームページや広報等の媒体を通じて、障がいに関する情報提供を行うなど、様々な施策を展開してきました。障がいのある人が、地域において自分らしくいきいきと暮らすためには、地域における障がい者理解を進めるとともに、本人による意思を尊重し、相談やサービス調整など個別支援を充実させる必要があります。
- 障がいのある人の就労については、関係機関や事業所と協力しながら支援の充実に努めていますが、就労の場の確保や就労に必要な知識や能力向上に加え、就労を継続していくための支援がより求められています。
- 暮らしの中で障がいの特性にかかわらず、創作活動や軽スポーツ等を通して本人の能力向上や活躍の場を増やす取組を継続的に実施することが必要です。
- 障がいのある人は日常的に支援を必要としている場合も多く、家族などの最も身近で生活を支えていた人物が亡くなった場合には、様々な困難に直面する可能性があります。障がい児・者の重度化・高齢化等を見据え、自立生活を支え、地域全体で支えるサービス提供体制を構築した地域生活支援拠点等の充実が必要です。
- 障がい児支援に関しては、医療的ケアの必要な子どもたちも含め、一人ひとりの障がい特性や発達状況に応じた福祉サービスが必要です。乳幼児期から成人期までの切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、相談支援の体制整備と専門的な支援が求められています。そして、療育による早期からの発達支援を行うことで効果を高めるとともに、我が子の障がい特性を理解し、安心して育てていくことが出来るよう支援することが必要です。

※32 内部障がいとは、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がいなど、外見からは分からない体の内部に障がいがあること。



## 取組方針と主な取組

### ① 障がい者の個別支援の充実

取組方針

障がい特性や多様化するニーズを把握し、きめ細やかな障がい福祉サービスを提供するため、相談支援体制の充実を図ります。

主な取組

地域生活支援拠点、基幹相談支援センター体制の充実、障がいのある人の権利擁護、意思疎通支援の充実、就労支援の充実

### ② 障がい児の相談支援・療育の充実

取組方針

障がい児とその家族に対して、乳幼児期・学齢期から成人期につながる一貫した支援を提供するための体制を整備します。

主な取組

相談・療育機能の強化、児童発達支援の充実、地域移行を進めるための連携拡充

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
グループホーム※33数	11 か所	14 か所
指定特定相談支援事業者※34数	8 事業者	10 事業者
2歳児の発達相談件数	65 人	68 人

## 関連する主な市の計画

- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 障がい者基本計画
- 地域福祉基本計画



資料：野洲市

※33 グループホームとは、介護を要しない就労又は自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障がいのある人や精神障がいのある人が主に夜間において、日常生活上の世話の提供を受けつつ共同生活を行う住居のこと。

※34 指定特定相談支援事業者とは、支援が必要な障がい者やその家族に向けた相談事業を行うため、市町村長が指定する事業者のこと。

## 施策 2-4 地域福祉の推進

### 《めざす姿》

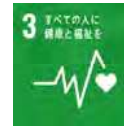
すべての人が地域の一員として、ともに生き、ともに支え合い、安心して暮らしています。

### ■ 現状・課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等の中で孤立し、生活に困難があっても相談できずに課題が深刻化する世帯が増加しています。また、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しており、分野別の対応では解決が困難な課題が増加しています。さらに、自然災害や感染症の拡大による影響等、本人の責によらない生活のしづらさが、いつ我が身に降りかかるともわからない時代になっています。福祉は「他人事」ではなく身近な「我が事」であり、特別な人のためではなく、すべての人の幸せのためであるという認識を持ち、「おたがいさま」の気持ちで地域づくりに取り組むことが重要です。また、支援を必要とする人に支援がきちんと届くためには、異変を察知した場合に声をかけあえるような地域での関係づくりや、相談にきちんと対応できる体制整備が重要です。
- 分野を超えた包括的な相談支援体制を整備していますが、今後は市民が相談・交流しやすい身近な拠点を増やしていく必要があります。相談・交流拠点を中心に、支援を提供する側、される側に分かれるのではなく、すべての人に役割があり社会参加できるような「地域共生社会」の実現に向けた取組が求められます。



資料：厚生労働省「地域共生のポータルサイト」



## 取組方針と主な取組

### ① 市民の主体的な地域福祉活動の推進

取組方針	安全で安心して暮らせる地域づくりや地域の中の生きがいくくり、相互に認め合う関係づくりを進めます。	主な取組	世代間交流の推進、地域住民・ボランティア団体等の社会福祉活動への支援、自治会域で見守り・支え合い活動を行う見守り・支え合いネットワークへの支援（市社会福祉協議会との連携）
------	--	------	---

### ② 地域と連携した福祉活動の推進

取組方針	市民に身近なところに設置した相談・交流拠点を中心に、市民・自治会・事業者・行政等の連携や協働を進めます。そのため、相談機関等やそれらの機能について周知を図ります。	主な取組	市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり、地域住民が集う拠点の整備、社会福祉協議会との連携強化、福祉のネットワークについての見える化の推進
------	---	------	--

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
自治会域において定期的に見守り・支え合い活動に取り組む団体数	4 団体	30 団体

## 関連する主な市の計画

- 地域福祉基本計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 障がい者基本計画
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- いのち支える野洲市自殺対策計画
- ほほえみやす 21 健康プラン
- 地域防災計画

## 施策 2-5 生活困窮者等への支援の充実

### 《めざす姿》

生活から就労まで包括的に対応できる相談支援体制が充実し、すべての人が孤立することなく安心して生活しています。

### ■ 現状・課題

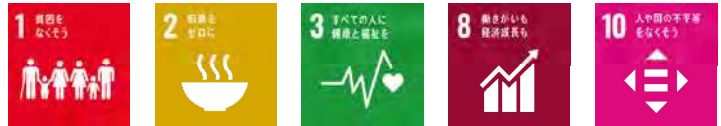
- 市民が抱える課題は複雑化・複合化しており、それら課題を解決するためには包括的な相談支援体制の構築とその充実が必要となります。本市では、それら課題の解決に向け、行政、関係機関、地域社会等が連携・協働して取り組む体制を整え、発展させてきましたが、今後もこの連携と協働による包括的な相談支援体制の維持・強化に努める必要があります。
- 困難な状況にある人は、自らSOSを発信する力が弱く、また、支援に関する情報も十分に届かないことがよくあります。このような状況にある人が地域で孤立せず、適切な相談機関に結び付くことができるよう、引き続き身近な相談窓口の整備やアウトリーチ型の相談支援を強化するとともに、事業者や地域の活動団体等の協力を得て行う見守りネットワーク活動<sup>※35</sup>の充実等に努める必要があります。
- 就職しても定着が困難な人への支援やひきこもり等により、直ぐには就労に結びつくことが困難な人が徐々に社会参加する場の確保が課題となっています。個々人が置かれている状況や個々人の能力に応じて安心して働き続けられるよう、行政、関係機関、地域社会等が連携し、継続して支援していくことが必要です。また、就労支援においては、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方が可能となるよう事業者の理解と支援が必要となります。
- 経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民を多機関協働により重層的・包括的に支援できるよう、地域住民、社会福祉協議会、各種相談支援機関等との連携の円滑化を進めていく必要があります。

野洲市における生活困窮者等への支援の連携図



資料：野洲市

※35 見守りネットワーク活動とは、野洲市くらし支えあい条例に基づく、市、事業者及び自治組織等の協力を得て、高齢者や障がい者、ひとり親、生活困窮者等の対象者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるよう見守り・支えあう仕組みのこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 包括的な相談支援体制の充実

取組方針	生活困窮者等の相談を取りこぼすことなく包括的に受け止めるため、地域における身近な相談窓口の整備、アウトリーチ型の相談支援の強化、相談員の専門性の向上等に努めます。また、就職・就労定着への支援、多様な働き方の選択が可能となる地域づくり、関係機関や地域社会等との連携強化等により生活困窮者等の自立を支援します。	主な取組	関係機関との協働による包括的相談支援体制の強化、生活困窮者の自立支援、市営住宅等の住まいの確保、就労準備や定着への協力事業者の確保、生活保護制度の適正運用、見守りネットワーク活動の充実
------	---	------	--

### ② 多機関協働のための仕組みづくり

取組方針	複雑化・複合化した地域や個人の課題解決に向け、多機関協働・連携による包括的な支援体制を構築するための取組を進めます。	主な取組	地域住民、社会福祉協議会、各種相談支援機関等との協働・連携の強化
------	--	------	----------------------------------

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
生活困窮者支援事業において支援プランを策定した数	196 件	400 件
包括的な相談窓口数	2 か所	2 か所
「見守りネットワーク協定」協力事業者・団体数	49 事業者・団体	60 事業者・団体

## 関連する主な市の計画

- 地域福祉基本計画
- 住生活基本計画

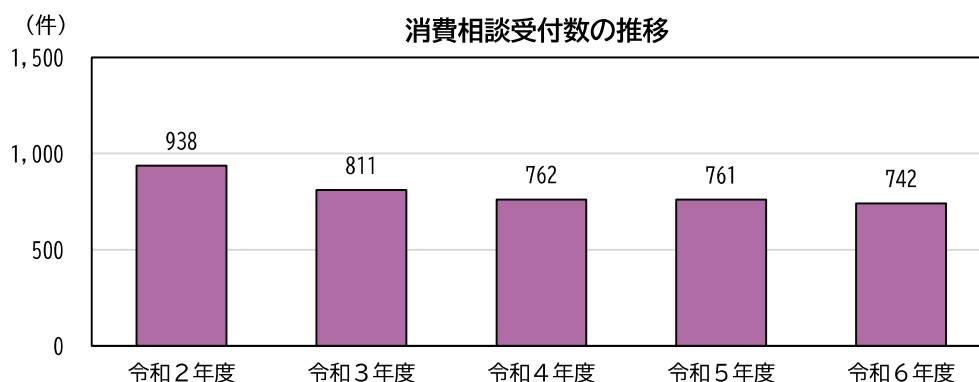
## 施策 2-6 消費者行政・防犯対策の充実

### 《めざす姿》

犯罪や消費者被害の未然防止・拡大防止に地域や事業者等と連携して取り組み、市民が被害にあうことなく安全・安心に暮らしています。

### ■ 現状・課題

- 現代社会は、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化による地域社会での孤立化等に加え、情報通信技術の発展等による新たな商品やサービスの登場、犯罪の巧妙化等により、消費者被害が増加しており、大きな問題となっています。消費者問題の被害救済及び未然防止・拡大防止のためには、消費生活相談支援体制の機能強化、消費者教育・啓発による消費者問題に関する市民意識の向上等が必要となります。
- 地域や関係機関との情報共有・連携や野洲市消費者安全確保地域協議会が行う見守り活動をさらに強化し、消費者被害の早期発見や消費者被害の抑止による安全・安心な地域づくりを行う必要があります。併せて、野洲市くらし支えあい条例に基づく訪問販売事業者の登録制度等を適切に運用することにより、市民の安全・安心な暮らしを守ります。
- 近年、高齢者を狙った特殊詐欺や、SNSを通じた投資詐欺やロマンス詐欺が増加しており、また、「匿名・流動型犯罪グループ」いわゆる「トクリュウ」が闇バイトの実行犯を募るため、インターネットを利用する若年層を巻き込む犯罪が発生するなど、さらに巧妙化・多様化をしています。市内各地域に設置している地域安全指導員と協力し、各種啓発活動の実施や市民に対し適切な情報提供を行うとともに、防犯カメラや防犯灯等の設置、警察や地域の関係機関との連携・協議等、市全体での防犯対策を実施する必要があります。



資料：野洲市



## 取組方針と主な取組

### ① 消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実

取組方針

消費生活相談窓口の機能充実や消費者教育の推進を図るとともに、地域や関係機関等における情報共有や見守りリストによる見守り活動を強化すること等により、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

主な取組

消費生活相談支援体制の充実、野洲市消費者安全確保地域協議会による見守り活動の強化、消費者教育の充実や消費者被害の防止に関する啓発の継続実施

### ② 防犯対策の実施

取組方針

犯罪の未然防止に向けて、情報提供や防犯カメラ・防犯灯等の設置、警察や地域関係機関と連携した見守り活動など、市全体での防犯対策を実施します。

主な取組

啓発活動の推進、防犯メールを活用した情報の周知、防犯カメラ・防犯灯等の防犯設備の整備、地域における自主的防犯活動の促進、警察や地元自治会等関係機関との連携・協議

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
消費生活相談窓口数	1 か所	2 か所
犯罪発生率 (人口 1 万人あたりの発生件数)	56.2 件	55.0 件以下

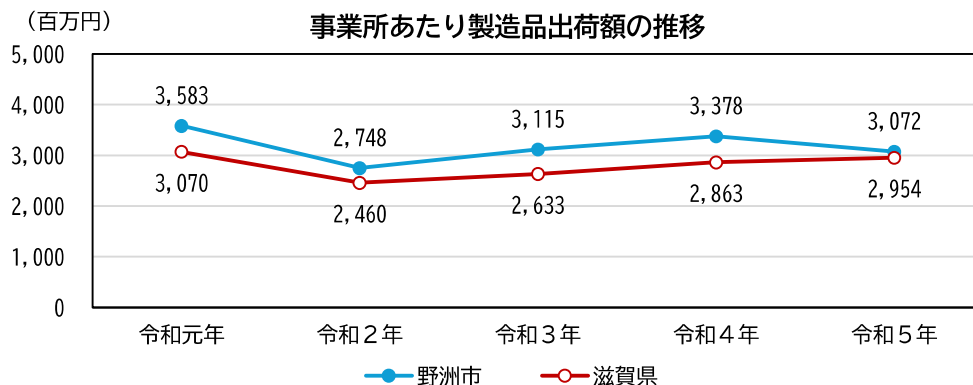
## 施策 3-1 商工業の振興

### 《めざす姿》

地域特性を踏まえた事業活動や創業をしやすい環境が整備され、事業者、経済団体、金融機関、市民の連携のもと、地域の商工業が活性化しています。

### ■ 現状・課題

- 本市は、京阪神方面、中京方面双方との近接性や交通インフラの整備状況、働き手を確保しやすい環境等から、産業立地に大きな可能性を有した地域です。特に工業については先端技術産業関係をはじめとし、様々な事業所が操業しており、事業所の拡大など市内での投資が活発であるほか、新規企業の立地需要も高い状況です。しかし、産業用地として一団の空閑地がないことから、事業所の立地・拡大の需要に応えるための用地が必要で、農用地や森林等の自然的環境との調和を図りつつ、土地の有効活用を図ることが求められています。また、新たな事業所の立地や既存事業所の拡大といった市内での操業を促すための仕組みが求められています。
- 地域商業の活性化のためには、経営改革や後継者の育成等によりそれぞれの事業者を強化するとともに、事業者が価値ある商品やサービスを開発・提供することにより、地域ブランドを創出していく必要があります。しかし、昨今の物価高や労働力不足による人件費の上昇といった課題に直面しています。これらの課題に対応しながら、地域の特性を生かした商業の活性化支援や事業者や関係機関が連携したイベントの開催等、まちのにぎわいを創出するとともに、事業者同士や他分野との交流や連携を促進し、多様な主体が互いに支援し合い発展できるような仕組みをつくる必要があります。
- 創業を希望する人に対して支援を行うことで、地域での商工業の活性化を図るとともに、さらなる雇用の創出を図る必要があります。
- 令和10年4月に滋賀県立高等専門学校が市内に開校することを契機として、市内企業との産官学連携の体制を構築し、更なる産業の振興や卒業生の市内への定着を目指していく必要があります。



資料：工業統計調査（令和元年）、経済センサス（令和2年）、経済構造実態調査（令和3年～5年）



## 取組方針と主な取組

### ① 産業用地の確保と事業所の立地促進

取組方針

市民の生活環境や自然環境に配慮しながら、産業用地の確保を進めるとともに、市内での立地を促進するために、工場等の新設や設備投資等に対して支援します。

主な取組

市街化区域の拡大等法制度の活用による産業用地の確保、助成制度による工場等の新設や設備投資等に対する助成

### ② 地域商業の基盤強化の支援

取組方針

駅前や北部合同庁舎等、各拠点でのにぎわいを支援し、地域を支える商店等の小規模事業者の経営安定や発展に向けた支援を行うとともに、地域の特性を生かしながら商業基盤を整備することで、商業の活性化や地域経済の好循環化を図ります。

主な取組

駅前整備に合わせ、地域や事業者と連携したイベントの開催、野洲駅周辺等の商業の活性化支援

### ③ 創業支援の強化と雇用の創出

取組方針

創業を希望する人に対し、経営ノウハウの提供、経済面など様々な情報提供を通じて支援を図るとともに、地域発の産業の拡充を進め、雇用の創出を図ります。また、滋賀県立高等専門学校と市内企業との産官学連携により、産業の振興を図るとともに、卒業生の市内への定着を目指します。

主な取組

新規創業者へのインセンティブ<sup>※36</sup>の強化、地域ブランドの創出と推進、雇用の創出、滋賀県立高等専門学校開校を契機とした産官学連携の取組推進

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
先端設備導入計画認定事業者数	16 者	24 者
商工会への相談件数	2,693 件	3,000 件
創業者数 (創業塾受講者)	11 人	20 人
情報交換実施企業数	37 社	40 社

## 関連する主な市の計画

- 商工業振興基本計画

※36 インセンティブとは、人の意欲を引き出し、行動を促すために外部から与える刺激のこと。

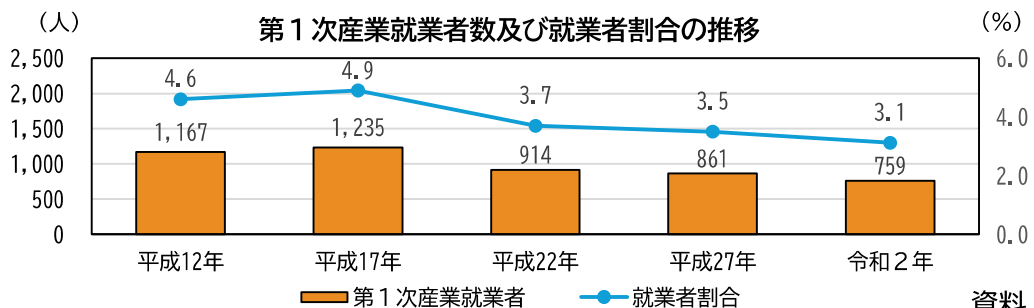
## 施策 3-2 農林水産業の振興

### 《めざす姿》

効率的で安定した農林水産業経営を環境にも配慮しながら推進することで、環境と経済が両立する「栄統的」な農林水産業が営まれています。

### ■ 現状・課題

- 本市の農業は水稻を中心に発展してきましたが、全国同様、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。農業経営の持続化・安定化を図るため、集落での話し合いを通じて策定した地域計画に基づく農地の集積・集約化、集落営農組織<sup>※37</sup>や家族経営体の法人化などを推進します。さらに、今後の担い手となる認定農業者<sup>※38</sup>の育成、新規就農者への経営技術支援をはじめとした相談など、県・JA等関係機関と連携して取り組む必要があります。一方、関係機関と連携し、市内産農林水産物の知名度や需要を高め、利用を推進することにより、次代へ引き継ぐための農林水産業がさらに魅力ある誇れる産業となることが求められていることから地域ブランドの創出に向けた取組を進める必要があります。
- 林業においては、所有者による適切な経営管理が難しくなっていることから、森林経営管理制度<sup>※39</sup>の導入により、林業経営の適正化を図る必要があります。
- 水産業においては、琵琶湖周辺の多くの漁協は組合員の高齢化や漁獲高の減少などで、厳しい経営状況にあります。令和6年に県内の30漁協のうち16漁協が合併して「滋賀びわ湖漁業協同組合」が新たに発足したことから、県や関係市と共同し、琵琶湖の水産資源回復に向けた取組を進める必要があります。
- 農地や森林、水環境については、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、水源の涵養のほか、心るさとの原風景として市民の愛着や誇りの源泉となるなど、市民生活に関わる多面的な機能を有しています。市民が気軽に農林水産業に関わることができる環境の整備や、農林水産業の持つ魅力を市民に発信することやその価値を市民と共有を進めるとともに、環境に優しい農業を推進し、地域と協働して良好な環境を保全していくことが必要です。



※37 集落営農組織とは、集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織のこと。

※38 認定農業者とは、効率的で安定した魅力ある農業経営をめざす農業者で、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の目標）を市町村に提出し認定された者のこと。

※39 森林経営管理制度とは、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度のこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 経営基盤の強化と担い手の確保

取組方針

効率的で安定した農林水産業の経営基盤を強化するとともに、担い手や後継者の持続的な農業経営支援に取り組みます。

主な取組

地域計画の推進及びブラッシュアップによる地域の担い手確保と農地集約、農地中間管理機構<sup>※40</sup>の活用による農地集積の利用促進、新規就農者に対する支援や農業経営に関する相談窓口の周知、スマート農業<sup>※41</sup>への転換支援

### ② 農産物等のブランド力向上

取組方針

市内産農林水産物の知名度や需要を高めるため、ネーミング等も含めて地域ブランドの創出に向けた取組を関係機関と連携して進めます。

主な取組

農業者と商工業者との交流機会の創出等による農工商連携の推進、販路の拡大支援、ふるさと納税返礼品の発掘・創出、学校給食での市内産農林水産物の活用推進

### ③ 農地、森林、水環境の良好な保全

取組方針

農地や森林、水環境が果たす多面的機能への理解を深め、環境に配慮した農業の実践を支援しながら、地域と連携して環境保全に取り組みます。

主な取組

環境保全型農業の推進、農業体験の支援、獣害対策、土地改良施設の整備、里山整備の支援

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
担い手への農地利用集積率 <sup>※42</sup>	84.3%	80.0%
認定農業者の法人化数	23 法人	25 法人
「環境保全型農業直接支払交付金 <sup>※43</sup> 」取組面積	528ha	600ha

## 関連する主な市の計画

- 農業振興計画
- 農業振興地域整備計画
- 森林整備計画
- 食育推進計画

※40 農地中間管理機構とは、「信頼できる農地の中間的受け皿」として平成26年度に全都道府県に設置された機構。

※41 スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を推進する新たな農業のこと。

※42 担い手への農地利用集積率とは、耕地面積のうち、農業の担い手が利用している面積の割合のこと。

※43 環境保全型農業直接支払交付金とは、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を行う農業者等を対象とした支援制度。

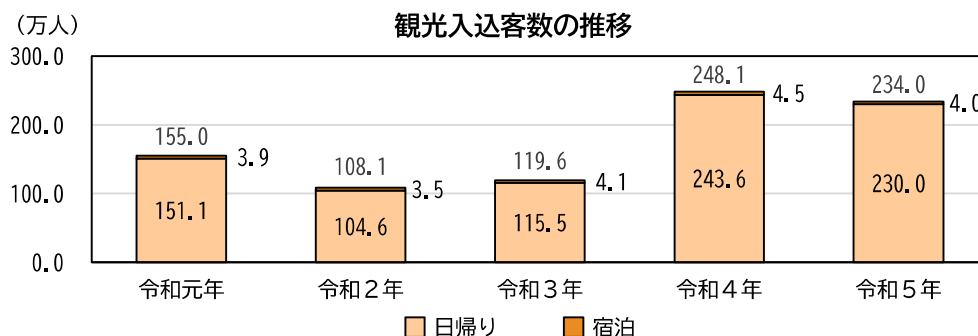
## 施策 3-3 地域資源を生かした観光の振興

### 《めざす姿》

野洲市の地域資源の魅力が市内外に周知され、多くの人が野洲市を楽しみ、地域経済が活性化しています。

### ■ 現状・課題

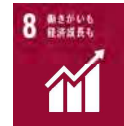
- 本市には、三上山や琵琶湖に代表される豊かな自然や歴史、社寺や史跡等の魅力ある地域資源があるものの、それぞれが点在しており、結び付けるような観光の仕組みづくりやまちの玄関口である駅からの交通手段が充分でなく、地域資源を生かした観光が展開できていません。また、地域の歴史や伝統文化等は市民においても認知度が低く、本市の良さや魅力が市外に広がらない一因にもなっています。そのため、インターネットの活用やターゲットを明確にした魅力のアピール等、市外の方や外国の方が本市の文化、歴史、生活に関心を持ち、実際に訪れるような情報発信の工夫が必要です。
- 観光には、その地域ならではの体験や学び、地域との交流等、新たな価値が求められる時代となっています。本市の自然や文化は市民にとって身近で日常的なものであっても、市外の人々に魅力的で非日常的な体験をもたらす可能性を秘めています。本市の魅力を磨き上げるためにも事業者や市民団体等が連携して、エコツーリズム<sup>※44</sup>、アグリツーリズム<sup>※45</sup>等ニーズに応じた観光のあり方を模索していく必要があります。
- 本市の魅力が市内外の多くの人に注目され、本市に関わりを持つ関係人口が増加することで、事業者や市民団体等にも新たな工夫やアイデアが生まれ、地域ブランドの創出や地域への誇りや愛着の醸成にもつながります。地域経済の活性化とともに、地域の魅力を守り発展させていく担い手の輪が広がるよう、商業や農林水産業等他分野とも連携を図りながら、観光振興を進める必要があります。また、市内には、野洲の特産品などをPRできる拠点が少ないことが課題となっているため、PR拠点の整備が必要となっています。



資料：滋賀県観光入込客統計調査

※44 エコツーリズムとは、自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、環境の保全性と持続可能性を考慮する観光のあり方のこと。

※45 アグリツーリズムとは、農業（アグリ）と旅行（ツーリズム）を組み合わせた言葉で、農場や農村を訪れ、農業やその周辺の出来事を体験する観光のこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 観光情報の収集・発信の充実

取組方針	観光情報を効果的に発信する仕組みを時代やニーズに応じて構築し、野洲市ならではの体験や学びなど、野洲市の魅力をアピールします。	主な取組	高齢者や若年者等の各世代に届きやすい情報媒体に対応した観光情報の発信
------	--	------	------------------------------------

### ② 観光資源の磨き上げと環境整備

取組方針	ニーズに沿った観光のあり方の検討を通して、観光資源の磨き上げを行うとともに、近隣市と連携した観光客が訪れやすい仕組みを整備します。	主な取組	体験型観光のメニューづくり、案内表示の更新・多言語化、観光関係団体への支援
------	---	------	---------------------------------------

### ③ 観光振興のあり方の検討と地域資源の活用促進

取組方針	本市の観光振興に対するあり方を検討したうえで、市民・団体・農林水産業者・商工業者・観光事業者等と連携し、特産品づくりや定期的なイベントの開催等、地域資源を活用した観光振興を促進するとともに、野洲市のPRができる拠点の整備（道の駅など）を進めます。	主な取組	本市の観光振興のあり方の検討、ビワイチ <sup>※46</sup> 等多様な手段を活用した観光ルートの充実、事業者や市民との協働による特産品づくり、定期的なイベントの開催、湖岸を活用した観光振興、野洲市のPR拠点及び出張販売機能を持ったアンテナショップの整備
------	---	------	--

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
観光入込客数	2,400,357人	2,640,400人
観光PR動画再生回数(累計)	2,142回	6,700回

## 関連する主な市の計画

- 観光振興指針

※46 ビワイチとは、「びわ湖一周」の略称で、自転車で琵琶湖を一周するサイクリングルートのこと。

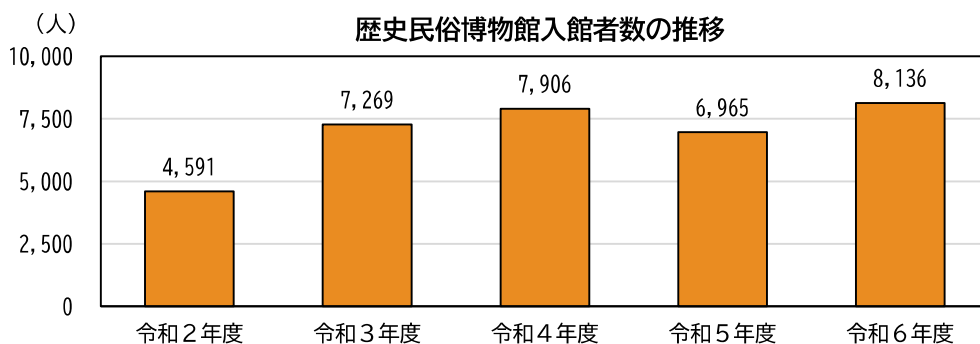
## 施策 3-4 歴史文化遺産の保全・活用

### 《めざす姿》

地域の歴史文化遺産の魅力が地域で共有され、協働して保存・活用・整備に取り組んでいます。

### ■ 現状・課題

- 市内には指定文化財をはじめとする多くの歴史的遺産があります。また、市内で伝えられている歴史・民俗資料や伝統行事・祭礼等も、先人から受け継いできた身近な歴史文化遺産です。地域の魅力ある歴史や文化を再発見し、次代に伝えていくことは、地域への誇りや愛着を育みます。しかし、時代や社会構造の変化に伴い、貴重な史料の散逸や後継者不足等に伴い保護・継承が困難となりつつあります。文化財をはじめとする歴史的遺産・市民遺産の保存・修理・活用を進めることが必要です。
- 令和7年度に実施した総合計画のアンケート調査結果によると、「文化・歴史・伝統」に対して誇りや愛着を感じている（「感じる」と「やや感じる」の合計）割合は43.1%となっています。地域に残る歴史遺産に視点を据え、学び、体験することを通じて市民の関心・理解を深め、次代にしっかりと継承していくことが必要です。また、わかりやすく興味・関心を持てるような展示や魅力的な企画等を通じた文化財の公開・活用、インターネットを通じた情報発信等を図り、観光や教育等に生かす取組を展開していく必要があります。



資料：野洲市



## 取組方針と主な取組

### ① 歴史文化遺産の保護・継承

取組方針	指定文化財や史跡の保存・修理に努めるほか、民俗資料や、郷土の歴史・伝統行事について、その調査や保存・継承に関する取組を支援します。	主な取組	指定文化財建造物への防災設備更新・防犯設備設置の相談対応、無形民俗文化財継承の支援、未指定文化財建造物の保存・活用の相談対応、歴史講座・シンポジウムを通じた文化財の本質的価値の情報発信
------	---	------	--

### ② 歴史文化遺産の魅力の発信

取組方針	文化財や歴史遺産について、市民が価値を認識し、関心・理解を深められるよう体験学習等を行うとともに、インターネット等を活用し、市外にも広く魅力や情報の発信を行います。	主な取組	歴史民俗博物館における企画展や体験学習の実施、インターネットやSNS等を活用した情報発信
------	--	------	--

### ③ 他分野との連携による歴史的遺産等の活用促進

取組方針	観光・教育・まちづくり等、他分野との連携により、歴史文化遺産を地域資源として活用できるよう、方法を検討し、展開します。	主な取組	史跡永原御殿跡 <sup>※47</sup> の保存・活用・整備、まちづくり団体との協働事業、歴史ツーリズム等観光分野との連携促進
------	---	------	---

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
歴史民俗博物館入館者数	8,136 人	10,000 人
指定文化財の調査・保存・活用の取組件数	26 件/年	26 件/年

## 関連する主な市の計画

- 教育振興基本計画
- 文化財保存活用地域計画
- 史跡永原御殿跡保存活用計画

※47 史跡永原御殿跡とは、徳川家康、秀忠、家光が上洛の際に利用した専用宿館跡であり、幕藩体制確立期に将軍の権威を示すために行われた上洛の実態を具体的に示した、全国的に見ても貴重な遺跡。令和2年3月に国史跡として指定された。

## 施策 4-1 均衡ある土地利用の推進

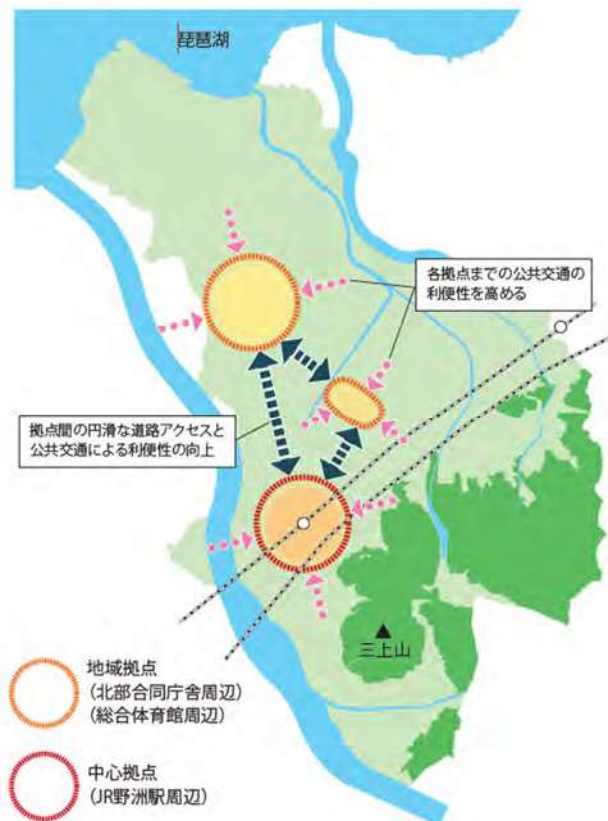
## 《めざす姿》

地域特性や市民ニーズに合わせた計画的な土地利用が図られ、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和したまちが実現しています。

## ■ 現状・課題

- 本市は高い交通利便性等により、一定の住宅開発や事業用地の需要が見込まれますが、近隣他市と比べて市街化区域が狭小であるという課題があります。一方、人口減少と高齢化の進行に伴って高齢者世帯が増加し、地域活力の低下によって地域コミュニティの維持が懸念される地域もあり、地域特性に応じた計画的な土地利用の推進が必要となっています。
- 本市を含む地方都市においては、今後、人口減少や高齢化が進むことによって、都市機能の拡散や中心市街地の衰退が懸念されており、コンパクトシティは、これらの課題を解決するための有効な手段として注目されています。本市では、健康で快適な生活環境を構築し、持続可能な都市づくりを計画的に進めるため、医療・商業等の都市機能や居住空間がまとまって立地するよう、3箇所（野洲駅周辺、北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺）の拠点を設定し、緩やかに誘導を図りながら、拠点間及び居住地を結ぶ公共交通網を強化する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を図る必要があります。
- 空き家・空き地の増加による地域の防災・防犯上の懸念や、既存集落の空洞化が課題となっており、空き家・空き地の適切な管理や利活用の促進を図る必要があります。

多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ図



資料：野洲市



## 取組方針と主な取組

### ① 計画的な土地利用の推進

<b>取組方針</b>	市内の土地利用状況や、社会情勢・人口構造の変化等を踏まえ、計画的な土地利用を推進します。	<b>主な取組</b>	市街化区域拡大に向けた調査・協議、各種法制度の活用
-------------	--	-------------	---------------------------

### ② 都市機能形成の推進

<b>取組方針</b>	地域特性や市民ニーズを捉えながら、市民生活や都市の魅力を上させるための拠点形成を推進します。野洲駅南口においては、誰もが楽しめるまちの玄関口となるよう、駅前市有地での一体的な整備に向けた検討を進めていきます。	<b>主な取組</b>	立地適正化計画等の推進に関する検討、各拠点における都市機能の充実検討、野洲駅南口周辺整備の推進、JR新駅設置に関する検討
-------------	--	-------------	--

### ③ 良好な住宅・住環境の整備

<b>取組方針</b>	快適な生活空間が創出できるよう、社会のニーズに合わせて、需要に応じた良好な住宅・住環境の整備を推進します。	<b>主な取組</b>	周辺環境に配慮した開発指導、旧耐震基準の木造住宅耐震改修の促進
-------------	---	-------------	---------------------------------

### ④ 未利用地の利活用促進

<b>取組方針</b>	空き家・空き地等の適切な管理や利活用を促進し、土地の有効活用を図ります。	<b>主な取組</b>	特定空家 <sup>※48</sup> の発生予防、空き家利活用方策の検討、市街化調整区域 <sup>※49</sup> の既存宅地における自己用住宅の開発基準の活用
-------------	--------------------------------------	-------------	---

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
J R 野洲駅乗降客数	27,190 人	31,000 人
空き家解体補助件数	4 件	4 件
居住誘導区域内 <sup>※50</sup> の人口	32,002 人	31,700 人

## 関連する主な市の計画

- 都市計画マスタープラン
- 農業振興地域整備計画
- 立地適正化計画
- 住生活基本計画
- 耐震改修促進計画
- 空家等対策計画
- マンション管理適正化推進計画

※48 特定空家とは、そのまま放置すると倒壊等の危険や衛生上の問題が生じるおそれがあり、また、景観や生活環境の保全の面においても放置することが不適切である状態にある空き家のこと。

※49 市街化調整区域とは、都市計画法に基づいて指定される区域区分の一つで、市街化を抑制するため、開発行為や都市施設の整備は原則として行われない区域のこと。

※50 居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。

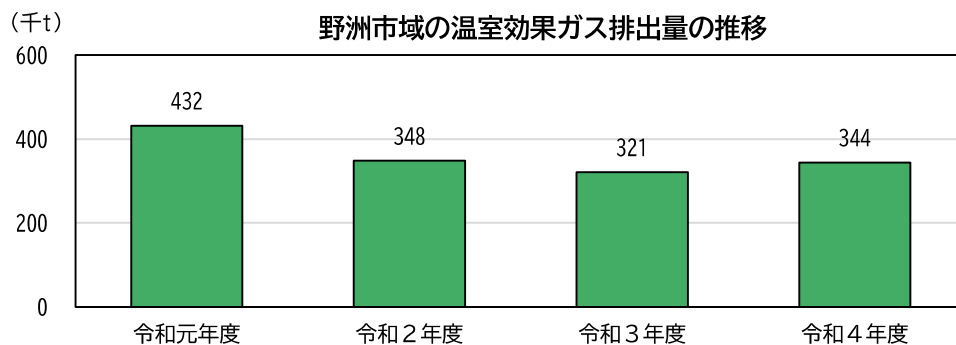
## 施策 4-2 自然環境・美しい景観の保全

### 《めざす姿》

豊かな自然とくらしの調和を図りながら、美しい風土を守り育てるため、市民や事業者が協働して自然環境の保全や景観の保全・創出に取り組んでいます。

### ■ 現状・課題

- 三上山や野洲川、琵琶湖を有する野洲市の豊かな自然環境は、多くの市民の愛着や誇りの源泉となっています。これらの自然は、生物多様性を育み、生活にうるおいやすらぎを与える市民の財産であり、里山から琵琶湖へつながる自然環境の保全を一層推進することが求められています。また、豊かな自然環境に影響を与える気候変動に対応するためには、生活スタイルの転換や省エネルギーの推進、また再生可能エネルギーの普及促進により、低炭素社会の形成を推進するとともに、これらの取組が浸透するには時間を要することから、環境教育や啓発に継続して取り組む必要があります。さらに、子育て世代にとって魅力のある公園や、防災機能や健康増進、自然とのふれあい等の機能を有する公園の整備等に加え、市内の緑地の保全・創造に積極的に取り組むことも必要となっています。
- 自然景観の保全とともに、田園・集落景観や歴史・文化景観が調和した良好な景観を保全し、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるようなまちの景観を形成するため、重点地区の設定等を行っています。今後は市民や事業者等と連携した取組を促進することが必要ですが、これらの取組を進めるには、市民の自主的な活動の支援等を進めていくことが不可欠であり、次代へ引き継いでいくための新たな担い手の確保に向けた取組が必要です。



資料：野洲市



## 取組方針と主な取組

### ① 自然環境の保全並びに低炭素社会の形成

取組方針

自然環境を保全するとともに、環境に優しい新しいライフスタイルへの変革を図り、低炭素社会の形成を推進します。

主な取組

市民との協働による環境保全活動、環境活動への参加促進、省エネルギーの推進、クリーンセンターにおける熱エネルギーの有効活用

### ② 景観の保全と創出

取組方針

美しい景観は市民の財産であるという認識を市民・事業者等と共有し、美しい景観の保全・創出に取り組みます。

主な取組

自主的な景観保全活動に対する支援、事業者に対する指導啓発、屋外広告物の適正管理

### ③ 都市公園の整備・維持管理の充実

取組方針

都市公園を整備し、緑地を保全することにより市民の健康増進や憩い・癒しの場を創出します。

主な取組

都市公園の整備、みどりの基本計画の推進、市民との協働による公園管理と担い手の確保

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
違反広告物の数	497 件	450 件以下
市民一人あたりの都市公園面積	8.2 m <sup>2</sup> /人	8.5 m <sup>2</sup> /人

## 関連する主な市の計画

- 環境基本計画
- 景観計画
- みどりの基本計画
- 都市計画マスタープラン

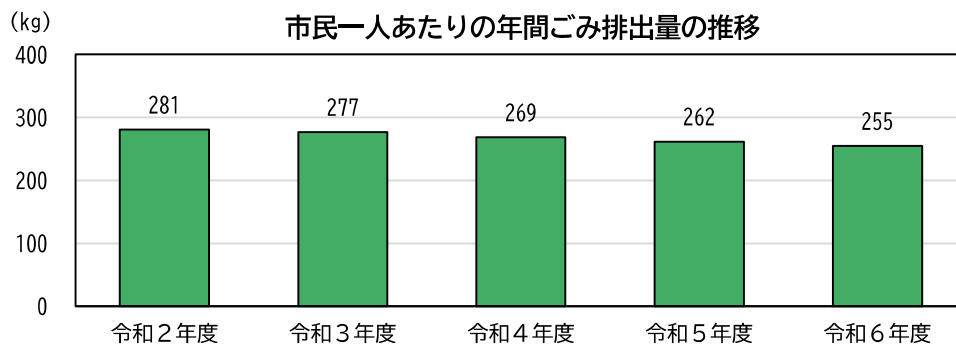
## 施策 4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給

### 《めざす姿》

上下水道や廃棄物処理等、市民の快適な日常生活のために必要な施設が健全に管理・運営され、市民生活の安全・安心を守っています。

### ■ 現状・課題

- 私たち自身の生活の質を維持し、将来世代に豊かな自然環境を残すために、生活環境を保全することは不可欠です。生活環境の保全に向けては、市内の環境状況を把握するため、大気・水質・騒音などを定期的にモニタリングする他、事業者との連携強化等により、市民生活の安全・安心を守っていく必要があります。
- 市民一人あたりの年間ごみ排出量は減少傾向にあるものの、ごみ処理には少なからず環境負荷を伴います。一般廃棄物（ごみ）については、ごみの排出量を減らすため、循環型社会の形成に向けたさらなる啓発や、適正処理の推進を図る必要があります。市民、事業者、行政がそれぞれの実態や状況を把握し、適切な分別を行った上で、協働による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進する必要があります。
- 上下水道は、暮らしや産業を支える重要な生活インフラです。全国的に設備の老朽化が問題となっていますが、安全な水を提供し、生活排水や産業排水を適正に処理し美しい水や環境を守るため、上下水道施設を適切に管理し、その機能を維持し続ける必要があります。今後、持続可能な上下水道サービスを提供しつつ、経済的合理性にも目を向けた事業経営を推進することが求められます。



資料：野洲市統計書



## 取組方針と主な取組

### ① 生活環境の保全

取組方針

大気・水質汚染、騒音などの市内の環境状況を把握する調査や事業者への指導、市民への協力の呼びかけ、生活衛生施策の充実等により、生活環境の保全と市民生活の安全・安心を守ります。

主な取組

環境測定の実施、不法投棄の対策、美化活動の推進、生活衛生施設の適正な管理、事業所における環境配慮の取組の拡大

### ② 循環型社会の形成

取組方針

適切な分別と3R（リユース・リデュース・リサイクル）の推進を通じてごみの減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理の推進、処理施設の計画的な長寿命化を進め、次期クリーンセンターの整備を計画します。

主な取組

ごみの減量化及び資源化の推進、食品ロス<sup>※51</sup>の削減、一般廃棄物処理施設の適正な運用・整備計画の策定

### ③ 安全で良質な水の安定的供給

取組方針

中長期的視点に立った経営計画の策定・管理により、健全経営を維持するとともに、上水道施設の適正な維持管理を図ります。

主な取組

水道施設の適正配置・維持管理、管路耐震化・更新、水源地の改修・整備、水道事業経営戦略の策定

### ④ 持続可能な下水道サービスの提供

取組方針

ストックマネジメント計画の推進や、市民ニーズや社会変化に対応した経営計画の策定・管理によって、健全経営を維持し、安全で快適な生活環境・水質環境の保全を図ります。

主な取組

下水道施設の維持管理、ストックマネジメント計画の推進

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
環境基準達成率	100%	100%
市民一人あたりの年間ごみ排出量	254.9kg	257kg 以下
水道水の有収率 <sup>※52</sup>	85.1%	89.0%

## 関連する主な市の計画

- 環境基本計画
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 下水道ストックマネジメント計画
- 水道事業管路耐震化・更新計画
- 災害廃棄物処理計画

※51 食品ロスとは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

※52 有収率とは、料金徴収の対象となる水量（有収水量）の、配水量に対する割合のこと。有収率が低いということは、漏水、メーター不感、公共用水や消防用水の利用等が要因として考えられる。漏水やメーター不感等を原因とする場合には、老朽管更新等の対策を行う必要がある。

## 施策 4-4 防災・減災対策の強化

### 《めざす姿》

市民の自助・共助意識が高まり、災害時に市民・事業所・行政が一体となって対応できる体制が整備されています。

### ■ 現状・課題

- 本市において最も大きな被害を引き起こす可能性がある琵琶湖西岸断層帯<sup>※53</sup>地震や、これまでの想定を大きく上回るような規模の風水害の発生が予測されており、ハード・ソフト両面での防災対策の強化が必要です。ソフト面では、人口減少・少子高齢化による地域防災力の低下や社会資本の更新時期の集中による今後の投資余力の低下等の課題もある中、人命を守り、地域社会や経済への被害が最小限に留まる「強さとしなやかさ」を持った強靱な地域づくりを、市民、事業所等との連携のもと、計画的に推進することが強く求められています。また、ハード対策として、雨水対策事業や道路交通・通信機能の強化、公共施設やライフラインの安全性の確保等に継続して取り組む必要があります。
- 災害に対する備えとして、防災と減災の両方が重要です。円滑な災害活動や市民生活の維持に必要な優先業務を適切に行うための防災拠点の整備や物資の備蓄、感染症対策にも配慮した避難所開設への備え等に取り組む必要があります。また、配慮や支援を必要とする人が災害時に適切に避難し、生活を維持できるような環境や体制を整備することも必要です。一方で、災害時に命を守るためには、上記の「公助」に加え、自分の命は自分で守る「自助」や、自助をサポートし、周囲の人と助け合って命を守る「共助」の取組が確実に行われることが大変重要であり、市民全員が発災時に実際に行動できるよう、日頃から防災意識を高めておくことが必要です。
- 災害時における消防団と地域の自主防災組織は、地域住民の安全を守る上で重要な役割を担っています。消防団や地域の自主防災組織のほか、地域の事業所等とも密に連携し、それぞれの主体が自らの役割を自覚し、平常時から災害に対する備えや体制の整備を行うことで、地域防災力を強化していくことが必要です。

令和4年7月の大雨による野洲駅前の道路冠水状況



※53 琵琶湖西岸断層帯とは、近江盆地の西縁に沿って滋賀県高島市から大津市国分付近に至る活断層帯。



## 取組方針と主な取組

### ① 防災・減災対策の整備

取組方針

地域防災計画などの各種計画に基づき、建築物の耐震化や雨水対策事業、ライフラインの安全性確保など、あらゆる災害に対する環境整備を行い、災害に強いまちづくりを進めます。

主な取組

避難所・防災施設（野洲川MIZBEステーション等）の整備・更新、雨水幹線整備等による雨水・洪水対策、ライフラインの防災対策の推進

### ② 総合的な防災体制・災害時応急体制の確立

取組方針

市民が日常的に災害への備えを行い、発災時に適切な行動を取ることができるよう、情報発信や訓練の実施など、地域、消防団、自主防災組織などの関連機関と連携し、取組を進めます。また、災害時に市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するため、危機管理体制を整備します。

主な取組

防災に関する意識啓発、総合防災訓練の実施、避難行動要支援者<sup>※54</sup>の把握・避難支援体制の構築、事業所との連携による災害時応急体制の強化、災害情報等伝達手段の充実、地域防災力強化に向けた人材育成の推進

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
防火水槽設置数	391 基	400 基
災害時応援協定数	49 指定	55 指定
防災アプリ登録者数	2,650 人	5,000 人

## 関連する主な市の計画

- 国民保護計画
- 地域防災計画
- 業務継続計画
- 災害時受援計画
- 国土強靱化地域計画
- 住生活基本計画
- 耐震改修促進計画

※54 避難行動要支援者とは、高齢者や障がい者等のうち、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難の確保のため特に支援を要する人のこと。

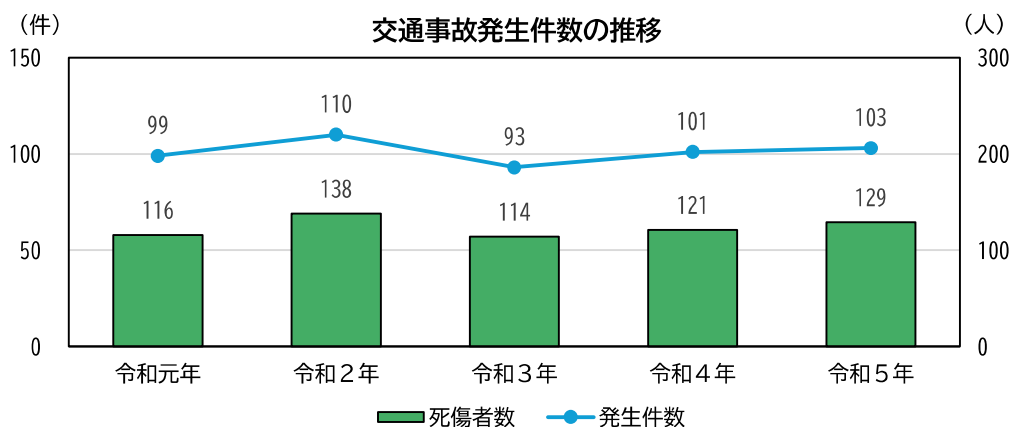
## 施策 4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進

### 《めざす姿》

快適で安全に移動できる道路ネットワークが整備され、道路を使うだれもが交通安全を意識して行動しています。

### ■ 現状・課題

- 本市は、国道8号、477号、大津湖南幹線等の道路が隣接市町に連絡しており、都市間の移動を支えているほか、県道、市道を中心に市内の交通流動を支えています。しかし、交通利便性の高い立地特性から交通量が多く、朝夕には渋滞が発生している箇所があり、渋滞を避けるための生活道路の通り抜けによる交通事故の危険性が高まっています。また、生活道路については、幅の狭い箇所も多くあります。現在進めている国道8号バイパス整備や幹線道路の整備を着実に進めるほか、さらなる道路ネットワークの向上と交通渋滞の解消をめざし、計画的に道路網の整備を進めるとともに、老朽化した道路・橋梁等の更新や、歩道の改良やバリアフリー化した道路整備など、歩行者・自転車・自動車とともに安全に移動できる道路環境の整備が求められます。
- 本市の交通事故の特徴として、追突事故や出会い頭事故の割合が高く、また世代では高齢者の事故が高い割合を占めています。道路の利便性が高まるほど、道路を使う人の数も増えることから、安全に配慮した道路整備の推進に加え、道路を使う一人ひとりが交通安全を意識して行動するよう警察、交通安全協会、関係団体が協力、連携して段階的かつ継続的に交通安全教育の開催、高齢者の免許の自主返納の推進、街頭啓発などソフト面の交通安全対策を強化していくことが求められます。また、ハード対策として、歩道の拡幅や、カーブミラー・標識等の交通安全設備の整備、通学路の点検やグリーンベルト<sup>※55</sup>の設置など交通事故防止対策を進める必要があります。



資料：野洲市統計書

※55 グリーンベルトとは、自動車運転者等に対して注意を促すために、横断歩道や路側帯に設置する緑色のカラー舗装のこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 円滑な移動を可能とする道路ネットワークの整備

取組方針

交通渋滞の解消やさらなる移動利便性の向上のため、市民や市を訪れる人の移動ニーズを的確に捉え、適正な道路ネットワークの整備を進めます。

主な取組

道路ネットワーク整備の促進、交差点等の道路改修による渋滞対策

### ② 誰もが使いやすく安全な道路環境の整備

取組方針

バリアフリー等に配慮し、歩行者・自転車・自動車など、すべての人が安全に移動できる道路環境を整備します。

主な取組

老朽化した道路・橋梁等の更新、交通安全設備の整備・更新、ユニバーサルデザイン<sup>※56</sup>に配慮した道路環境の整備、除草や剪定等道路の維持管理

### ③ 交通安全の意識啓発の推進

取組方針

道路の利用者が交通安全を意識し適正な行動を行えるよう、警察、交通安全協会、関係団体が協力・連携して交通安全の意識啓発を進めます。

主な取組

交通安全啓発の実施、高齢者の免許自主返納の推進

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
都市計画道路 <sup>※57</sup> の整備率	84.0%	92.0%
道路ネットワーク整備延長	1.0 km	3.1 km
交通事故発生件数	104 件	100 件以下

## 関連する主な市の計画

- 都市計画マスタープラン
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 道路整備計画

※56 ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境、製品をデザインする考え方のこと。

※57 都市計画道路とは、都市計画法において定められた都市計画事業として整備される道路のこと。

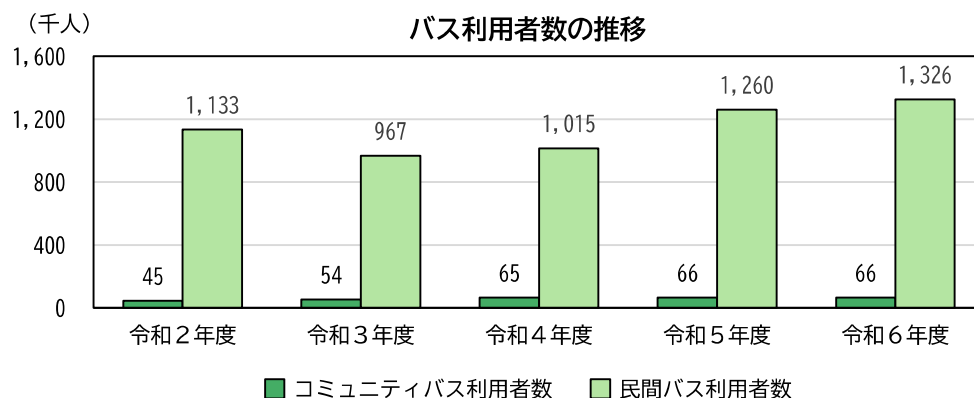
## 施策 4-6 公共交通の利便性の向上

### 《めざす姿》

利用者ニーズや地域特性に応じた持続可能な公共交通網が整備され、市民生活の基盤として安全・安心な移動手段が確保されています。

### ■ 現状・課題

- 高齢化の進行及び交通安全意識の高まりに伴い、運転免許を返納する高齢者の数が増加しています。自家用車に過度に頼ることなく、医療・福祉施設や商業施設等に公共交通でアクセスできる「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築においても、公共交通網の充実は必要であり、生活交通手段の確保として、今後公共交通がますます重要となってきます。
- 本市はJR琵琶湖線によって京阪神方面や県内外の各地域へ容易にアクセスでき、利便性が高いことから、鉄道に対する市民の満足度は高くなっています。今後も事業者と協力しながら、鉄道輸送力の向上を進める必要があります。
- バス路線については、根強い自家用車の利用や、利用者の減少による採算性の低下に加え、高齢化等によるバス運転手不足により、事業者を主体とした交通サービスの確保・維持が困難になる地域が増加しており、持続的な生活交通手段の確保・維持が喫緊の課題となっています。現在、交通空白地<sup>※58</sup>や不便地の解消を図るため、市によるコミュニティバスを運行していますが、免許証を自主返納した高齢者や子どもなどの交通弱者にとっては、公共交通は重要なライフラインであり、利用ニーズに合わせた路線の見直しやサービス面の向上等、市民の利便性向上に向けた取組の継続が必要です。これらの公共交通を維持するため、公共交通の利用を促進するとともに、ICTを活用した新たな交通手段の検討などを進める必要があります。



資料：野洲市

※58 交通空白地とは、公共交通機関によっては住民の移動手段が確保できない地域のこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 公共交通の利便性の向上

取組方針

円滑に移動可能な地域社会の実現に向けて、利便性と持続可能性を両立した地域公共交通の整備を図ります。

主な取組

コミュニティバスの路線・運行本数の適正化、高齢者、障がい者等の移動を確保するための多様な手法の検討、民間路線バスの利用促進の検討

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
コミュニティバス利用者数	66,252 人	67,000 人
J R 野洲駅乗降客数	27,190 人	31,000 人

## 関連する主な市の計画

- 立地適正化計画
- 地域公共交通計画

## 施策 5-1 市民活動・自治会活動の推進

### 《めざす姿》

地域の活性化や地域課題の解決のため、市民活動や自治会活動を通じて、市民一人ひとりが主体的に地域づくり・まちづくりに参加しています。

### ■ 現状・課題

- 近年多発している大規模災害や少子高齢化の進行から、地域において住民が互いに助け合う「共助」の考え方が重視されるようになっており、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという市民活動や自治会活動は、地域づくり・まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。一方で、都市化やライフスタイルの多様化、定年年齢の上昇等を背景に、活動の担い手の減少や固定化・高齢化等が課題となっており、活動を担う人材の育成や参加促進、特に若年層への積極的な活動の魅力のアピールが必要となっています。また、活動拠点の強化や情報収集・発信の充実により、誰もが気軽に活動できる環境をつくり、活動団体と行政が協働して、対等な立場で地域の活性化や地域課題の解決に取り組むことが大切です。
- 市民活動では、趣味の活動を目的としたものだけでなく、公益的な目的で様々なコミュニティ活動やボランティア活動なども行われており、世代を問わない「仲間づくり」や保健医療、文化芸術、環境、福祉など様々な分野での「地域貢献」と「生きがいづくり」につながっています。また、市民活動に参加する目的は多様化しており、固定的な組織をつくらず、SNS等を駆使して活動の目的に応じて機動的につながるなど、組織や活動のあり方も変化しつつあります。市民活動の多様性を活かしつつ、活動資金の確保や後継者の育成といった課題を解決していくことで、より活発で持続可能な市民活動を推進していくことが必要です。
- 自治会活動では、環境美化、防犯・防災活動等生活に必要不可欠な様々な活動が行われていますが、自治会未加入世帯の増加や担い手の固定化・高齢化等、これからの活動を担う人材の確保や、活力の維持が課題となっています。
- コミュニティセンターは、施設の老朽化や利用者数・利用件数の減少傾向がみられます。住民の生涯学習の場や市の指定避難所、自治会及び学区自治連合会の活動拠点として、機能強化が必要です。

### 市民活動団体や市内企業による手作りイベント（やすまる広場）





## 取組方針と主な取組

### ① 市民活動の継続的な支援

取組方針

支援員のコーディネート力の向上や、各団体の実態と課題の把握、市民活動に関する情報発信の充実、そして、補助金制度を含めた市からの支援などにより、持続可能な市民活動に向けた支援を行います。

主な取組

活動やイベント等に関する情報収集及び発信、団体の運営・活動に関するノウハウ提供、リーダーの育成、市民活動団体の相互交流促進、活動の発表の機会づくり、市からの各種支援、市民活動を活性化する仕組みの検討

### ② 持続可能な自治会活動への支援

取組方針

事業や施設整備に対する補助、コミュニティセンター等の活動拠点の機能強化、各自治会の実態・課題の把握などを行い、持続可能な自治会活動に向けた支援を行います。

主な取組

コミュニティセンター等拠点施設の充実・利用促進、自治会活動を支援する各種補助金の利用促進、自治会業務の負担軽減

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
市民活動団体数	235 団体	230 団体
コミュニティセンター利用件数 (延数)	9,028 件	13,800 件

## 施策 5-2 市民との情報共有の推進

### 《めざす姿》

多様な手段により市政に関する情報を市民と共有し、広く市民がまちづくりに参加しています。

### ■ 現状・課題

- 行政の持つ様々な情報を適正に管理し、市民と共有することは、市民協働のまちづくりを進めていくために大変重要です。市が保有する統計データ等については、オープンデータとして積極的に公開し、市民や民間事業者が有効に活用することで、新たな地域課題やその解決策を市民や地域自らが発見し、地域の魅力創出につながる新たなサービスの開発等につなげていくことが期待されています。
- 市政情報は、内容や種類、特性に応じて、情報を伝えたい人に確実に届けることで、施策の効果を高めることにつながります。市民のライフスタイルの変化や、スマートフォンの急速な普及などの環境変化を踏まえ、広報紙に加え、ホームページ、SNSなどの媒体の活用を図るほか、障がい者や外国人など、様々な立場の人に届けるための配慮が求められています。
- 市民が誇りを持てる、魅力あるまちにしていくには、積極的な市民との対話を重ねることによって、市民とともにまちづくりを進めていくことが必要です。広く市民の声を聴く広聴活動については、多様な市民の意見が多く把握できるよう、工夫を凝らしたワークショップや、SNS等を活用した双方向での情報交換など、新しい市民参画の手法を実践していく必要があります。
- 様々な機会を通じて市民意向の把握に努め、その分析を行うことによって、市民ニーズを的確に捉えた市政運営を実現し、市民満足度の向上を目指していく必要があります。

### ドコでもトーク<sup>※59</sup>の様子



※59 野洲市ドコでもトークとは、市長が直接市民と対話を行い、市政への理解の促進や多様な意見の収集を行うことを目的として実施している対話事業のこと。



## 取組方針と主な取組

### ① 多様な手段を用いた広報・広聴活動の充実

取組方針

市の保有する情報を適正に管理するとともに、多様な手段により、市民との情報共有を図り、市民からの意見を市政に反映させるため、広報・広聴活動を進めます。

主な取組

ホームページの運営と管理、広報紙の発行、SNS等の新たな情報発信方法の推進、多様な市民参画機会の提供と新たな手法の実践、適正な文書保存の推進、市民ニーズの把握と分析結果の市政への反映

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
ドコでもトーク開催回数	—	12回
オープンデータ閲覧件数	809件	900件

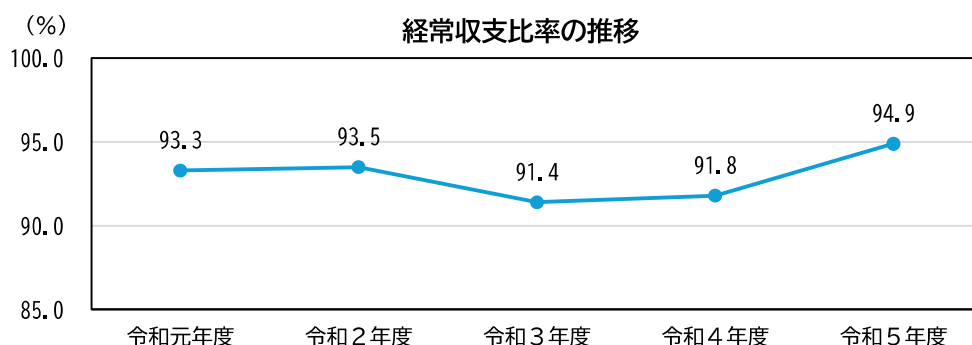
## 施策 5-3 効果的・効率的な行財政運営

### 《めざす姿》

職員一人ひとりが広い視野と経営的な視点を持ち、効果的・効率的で持続可能な行財政運営を行っています。

### ■ 現状・課題

- 個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民ニーズは複雑化・多様化しています。また、児童虐待やいじめ、災害への対応、物価高騰対策、老朽化したインフラの更新等、市が取り組むべき業務は拡大していますが、少子高齢・人口減少社会の進行により、市税収入の減少や社会保障費の増大等、財政運営を取り巻く状況は厳しさを増しています。このような状況に加え、働き手の不足や地域力の低下といった問題がある中で市民ニーズに即した公共サービスを安定的に供給するためには、経営的な視点のもとで、職員一人ひとりの生産性を高め、経営資源の有効活用を図っていく必要があります。
- 行政運営にあたっては、市民の多様化するニーズに対応するため、意欲的・戦略的に政策形成に取り組むとともに、自主的・継続的に業務改革に取り組む職員を育成する必要があります。野洲市単独での行政運営に加え、県や周辺市町、大学等の教育機関、さらには民間事業者も含めた様々な主体と連携することで、地域課題に効果的・効率的に取り組むことも重要です。
- 経常収支比率<sup>※60</sup>は令和6年度に94.9%と悪化しており、厳しい状況が続くと想定されます。財政運営にあたっては、積極的な歳入確保を図るとともに、市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴う事業の見直し等歳出の適正化を常に図りながら、計画的で効率的な財政運営を行うことが求められます。
- 電子化した行政手続きは増加傾向にあります。AIやICT等を積極的に活用し、業務の効率化を図るとともに、行政手続きの電子化をさらに進め、市民サービスの向上を図る必要があります。また、これらを推進できる職員を育成していく必要があります。



資料：野洲市統計書

<sup>※60</sup> 経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標の一つ。人件費、扶助費、公債費等の経常的に支出される経費に、地方税や地方交付税等の経常的に収入される一般財源がどの程度充当されているかを示す。



## 取組方針と主な取組

### ① 計画的で効率的な行財政運営

取組方針

積極的な歳入の確保と歳出の適正化に努め、計画的で効率的な財政運営を行います。また、事業者・大学等の教育機関・県や周辺市町等の関係行政機関・市民活動団体等の多様な主体の参画のもと、効果的かつ効率的に行政運営を行います。

主な取組

債権管理条例の適正運用による市税等の確保、心算と納税等の活用等積極的な歳入の確保、効率的な財政運営、公有財産の有効活用、官民連携を活用した効率的・効果的な事業の推進、事業点検による事業の新陳代謝の促進

### ② 広い視野と経営的視点を持った職員の育成

取組方針

新たな政策課題への対応を図るため、広い視野と経営的視点を持ち、政策形成や業務改革に主体的に取り組む職員を育成します。

主な取組

職員研修の充実、適正な人事評価制度の運用

### ③ 先端技術の導入と電子化の推進

取組方針

AIやICT等を積極的に活用し、業務の効率化を図るとともに、市民サービス向上のため、行政手続きの電子化を推進します。また、これらを推進できる職員を育成していきます。

主な取組

行政手続きの電子化の拡大、フロントヤード改革、バックヤード改革、DX人材の育成、デジタルサービスの積極活用

## 指標

指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
経常収支比率	94.9%	93.0%以下
財政調整基金残高	2,305 百万円	1,600 百万円
電子化した行政手続き数	175 件	200 件

## 関連する主な市の計画

- 行財政改革推進プラン
- 公共施設等総合管理計画

# 第2章

## 計画の進捗管理

総合計画の進捗管理については、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という工程を継続的に繰り返す仕組み）を基に、事業の実施状況や指標の進捗状況について評価・検証を行い、結果に基づき改善を行います。計画の進捗状況は市民に分かりやすい形で積極的に情報公開し、市民参画による透明性の高い進捗管理に努めます。



■ 施策の進捗管理に用いる指標一覧

施策	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
1-1 子育て支援の充実	待機児童数（学童保育所）	0人	0人
	待機児童数（未就学児）	10人	0人
	児童虐待終結件数／児童虐待件数	18.8%	25.0%
	保育人材バンクに登録された求人募集に採用があった割合	54.9%	70.0%
	地域子育て支援事業の実施回数	8回/園	8回/園
1-2 青少年の健全育成	地域子ども教室の参加人数	4,112人	5,020人
	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合	小学6年：80.3% 中学3年：69.2%	小学6年：85.0% 中学3年：75.0%
1-3 学校教育の充実	学校図書館における児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校：14.2冊 中学校：0.4冊	小学校：20冊 中学校：4冊
	「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と答えた児童生徒の割合	小学6年：60.8% 中学3年：61.3%	小学6年：70.0% 中学3年：70.0%
	小中学校トイレの洋式化率	55.1%	65.0%
	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と答えた児童生徒の割合	小学6年：80.3% 中学3年：69.2%	小学6年：85.0% 中学3年：75.0%
1-4 生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進	主要スポーツ施設の利用者数	260,539人	266,000人
	主要文化施設の利用者数	68,389人	55,000人
	生涯学習出前講座の実施回数	62回	90回
	図書館の利用者数	8,306人	9,600人
1-5 人権の尊重と多文化共生社会の実現	市主催の人権啓発事業の参加人数	3,202人	3,500人
	審議会等委員の女性比率	36.2%	40.0%
	日本語教室受講者数	64人	70人
2-1 健康づくりの推進と地域医療体制の整備	特定健診受診率	44.0%	50.0%
	特定保健指導の実施率	31.9%	40.0%
	喫煙率（男性）	19.0%	13.5%以下
2-2 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	いきいき百歳体操の団体数・参加者数	67団体 1,319人	75団体 1,500人
	おたがいさまサロンの数・実施回数	81サロン 932回	100サロン 1,300回
	要介護（要支援）認定率	18.6%	18.6%以下
2-3 障がい児・者福祉の充実	グループホーム数	11か所	14か所
	指定特定相談支援事業者数	8事業者	10事業者
	2歳児の発達相談件数	65人	68人
2-4 地域福祉の推進	自治会域において定期的に見守り・支え合い活動に取り組む団体数	4団体	30団体
2-5 生活困窮者等への支援の充実	生活困窮者支援事業において支援プランを策定した数	196件	400件
	包括的な相談窓口数	2か所	2か所
	「見守りネットワーク協定」協力事業者・団体数	49事業者・団体	60事業者・団体
2-6 消費者行政・防犯対策の充実	消費生活相談窓口数	1か所	2か所
	犯罪発生率（人口1万人あたりの発生件数）	56.2件	55.0件以下

施策	指標名	現状値 (R6)	目標値 (R12)
3-1 商工業の振興	先端設備導入計画認定事業者数	16 者	24 者
	商工会への相談件数	2,693 件	3,000 件
	創業者数 (創業塾受講者)	11 人	20 人
	情報交換実施企業数	37 社	40 社
3-2 農林水産業の振興	担い手への農地利用集積率	84.3%	80.0%
	認定農業者の法人化数	23 法人	25 法人
	「環境保全型農業直接支払交付金」取組面積	528ha	600ha
3-3 地域資源を生かした観光の振興	観光入込客数	2,400,357 人	2,640,400 人
	観光PR動画再生回数 (累計)	2,142 回	6,700 回
3-4 歴史文化遺産の保全・活用	歴史民俗博物館入館者数	8,136 人	10,000 人
	指定文化財の調査・保存・活用の取組件数	26 件/年	26 件/年
4-1 均衡ある土地利用の推進	JR野洲駅乗降客数	27,190 人	31,000 人
	空き家解体補助件数	4 件	4 件
	居住誘導区域内の人口	32,002 人	31,700 人
4-2 自然環境・美しい景観の保全	違反広告物の数	497 件	450 件以下
	市民一人あたりの都市公園面積	8.2 m <sup>2</sup> /人	8.5 m <sup>2</sup> /人
4-3 生活環境の保全と上下水道サービスの安定供給	環境基準達成率	100%	100%
	市民一人あたりの年間ごみ排出量	254.9kg	257kg 以下
	水道水の有収率	85.1%	89.0%
4-4 防災・減災対策の強化	防火水槽設置数	391 基	400 基
	災害時応援協定数	49 指定	55 指定
	防災アプリ登録者数	2,650 人	5,000 人
4-5 道路ネットワークの整備と交通安全の推進	都市計画道路の整備率	84.0%	92.0%
	道路ネットワーク整備延長	1.0 km	3.1 km
	交通事故発生件数	104 件	100 件以下
4-6 公共交通の利便性の向上	コミュニティバス利用者数	66,252 人	67,000 人
	JR野洲駅乗降客数	27,190 人	31,000 人
5-1 市民活動・自治会活動の推進	市民活動団体数	235 団体	230 団体
	コミュニティセンター利用件数 (延数)	9,028 件	13,800 件
5-2 市民との情報共有の推進	ドコでもトーク開催回数	—	12 回
	オープンデータ閲覧件数	809 件	900 件
5-3 効果的・効率的な行政運営	経常収支比率	94.9%	93.0%以下
	財政調整基金残高	2,305 百万円	1,600 百万円
	電子化した行政手続き数	175 件	200 件

# 資料編

---

---

---

# 1. 主要策定経過

## (1) 総合計画審議会（全体会）審議経過

開催日	会議名	議事内容
令和7年 3月25日（火）	第1回野洲市総合計画審議会 （全体会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長の選出について</li> <li>・諮問（第2次野洲市総合計画 後期基本計画の策定について）</li> <li>・第2次野洲市総合計画 後期基本計画の策定について</li> </ul>
令和7年 11月21日（金）	第4回野洲市総合計画審議会 （全体会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント（案）について</li> <li>・総合戦略（案）について</li> </ul>
令和8年 1月19日（月）	第5回野洲市総合計画審議会 （全体会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果について</li> <li>・答申（第2次野洲市総合計画 後期基本計画（案）について）</li> <li>・計画策定までのスケジュール</li> </ul>

## (2) 総合計画審議会（専門部会）審議経過

開催日	会議名	審議事項
令和7年 6月23日（月）	第2回野洲市総合計画審議会 （専門部会）	後期基本計画の骨子について <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野2（福祉・生活）</li> </ul>
令和7年 7月2日（水）	第2回野洲市総合計画審議会 （専門部会）	後期基本計画の骨子について <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野4（環境・都市計画・都市基盤整備）</li> <li>・分野5（市民活動・行財政運営）</li> </ul>
令和7年 7月3日（木）	第2回野洲市総合計画審議会 （専門部会）	後期基本計画の骨子について <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野1（子育て・教育・人権）</li> </ul>
令和7年 7月4日（金）	第2回野洲市総合計画審議会 （専門部会）	後期基本計画の骨子について <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野3（産業・観光・歴史文化）</li> </ul>
令和7年 9月30日（火）	第3回野洲市総合計画審議会 （専門部会）	後期基本計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野2（福祉・生活）</li> <li>・分野4（環境・都市計画・都市基盤整備）</li> <li>・分野5（市民活動・行財政運営）</li> </ul>
令和7年 10月1日（水）	第3回野洲市総合計画審議会 （専門部会）	後期基本計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野3（産業・観光・歴史文化）</li> </ul>
令和7年 10月3日（金）	第3回野洲市総合計画審議会 （専門部会）	後期基本計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野1（子育て・教育・人権）</li> </ul>

### (3) 市民参画

開催日	イベント名	プログラム概要
令和7年 6月1日(日)	第17回 やすまる広場 2025	やすまる広場に來られた市民を対象に、「これからの野洲市について」どのように思われているか意見徴収
令和7年 8月2日(土)	総合計画市民懇談会	これからの野洲市のまちづくりについて、いくつかのテーマを設定し、意見交換を実施 〈意見交換テーマ〉 子育て、教育、人権、福祉、生活、産業、観光、歴史文化、環境、都市計画、都市基盤整備、市民活動、行財政運営 〈参加人数〉 15名(現地参加13名、オンライン参加2名)

### (4) パブリックコメント実施経過

〈意見募集期間〉

令和7年11月26日(水)～12月19日(金)

〈実施方法〉

市ホームページへの掲載や、各公共施設での計画(案)設置等により周知し、持参、郵送、ファックス、電子メールで意見を募集

〈意見提出件数〉

3件(2人)

## 2. 審議会委員名簿

氏名	区分	分野	役職	所属機関等
新川 達郎	第1号委員	環境	会長 部会長	同志社大学
池田 奈津子	第2号委員	環境		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 京滋支社
今井 正三 (~令和7年7月1日)	第2号委員	市民		野洲市自治連合会
岩澤 政宗	第4号委員	子育て		公募委員
梅田 麻衣子	第2号委員	環境		公募委員
太田 信成	第2号委員	子育て		野洲市人権啓発推進協議会
奥野 清 (令和7年7月2日~)	第2号委員	市民		野洲市自治連合会
川端 文代	第2号委員	福祉		野洲市健康推進連絡協議会
喜多 幸次	第2号委員	子育て		野洲市文化協会
北中 良幸	第2号委員	産業		野洲市観光物産協会
木戸 弘美 (~令和7年6月22日)	第2号委員	福祉		野洲市障がい者関係団体連絡協議会
北村 真治	第2号委員	環境		近江鉄道株式会社
木村 靖	第2号委員	産業		野洲市商工会
小島 朝子	第2号委員	産業		野洲市歴史民俗博物館友の会
清水 稔	第2号委員	産業		レーク滋賀農業協同組合
塚本 礼仁	第1号委員	産業	部会長	滋賀県立大学 人間文化学部
堤 敏次	第2号委員	福祉		野洲市老人クラブ連合会
富田 由紀子	第2号委員	福祉		社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会
内藤 紀代子	第1号委員	福祉	副会長 部会長	びわこ学院大学 教育福祉学部
西谷 厚子 (令和7年6月23日~)	第2号委員	福祉		野洲市障がい者関係団体連絡協議会
西村 孝子	第2号委員	福祉		野洲市民生委員児童委員協議会
林 かずみ	第2号委員	環境		環境基本計画推進会議 「水と緑・安心の野洲」
樋口 久次 (~令和7年7月2日)	第2号委員	子育て		野洲市子育て支援会議
深津 昌江 (令和7年7月3日~)	第2号委員	子育て		野洲市子育て支援会議
本田 亘	第2号委員	福祉		一般社団法人 守山野洲医師会
前田 利幸	第1号委員	子育て	部会長	滋賀大学 教職大学院
三村 益夫	第2号委員	子育て		野洲市青少年育成市民会議
山本 一郎	第2号委員	環境		野洲市消防団
山本 博一	第2号委員	子育て		野洲市スポーツ協会
山本 幹夫	第2号委員	市民		やすまる広場実行委員会

※委員氏名は50音順（敬称略）

※委員区分は、1号委員：学識経験を有する者、2号委員：公共的団体の役員、4号委員：市長が必要と認める者を示す。

※部会凡例は、「子育て」：子育て・教育・人権部会、「福祉」：福祉・生活部会、「産業」：産業・観光・歴史文化部会、「環境」：環境・都市計画・都市基盤整備部会、「市民」：「市民活動・行財政運営」を示す。

### 3. 諮問書（写）

野企第 39 号  
令和 7 年 3 月 25 日

野洲市総合計画審議会  
会長 新川 達郎 様

野洲市長 櫻本 直樹

第 2 次野洲市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

野洲市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

第 2 次野洲市総合計画 後期基本計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定につきまして、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 4. 答申書（写）

令和8年1月19日

野洲市長 櫻本 直樹 様

野洲市総合計画審議会  
会長 新川 達郎

### 第2次野洲市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和7年3月25日付野企第39号で市長から諮問がありました、第2次野洲市総合計画後期基本計画の策定について、本審議会で慎重に審議を行った結果、別添のとおり総合計画後期基本計画（案）として取りまとめたので答申します。

行政案の策定および、策定後の計画の運用にあたっては、審議会での各委員の意見を踏まえて、答申において示した後期基本計画の取組が着実に進められ、各施策のめざす姿や総合計画の「めざす将来都市像」が実現されていくことを希望します。

以 上

## 5. 総合計画審議会条例

### ○野洲市総合計画審議会条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 31 号

改正 平成 23 年 7 月 12 日条例第 17 号

(設置)

第 1 条 野洲市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定又は改訂について調査し、及び審議するため、野洲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平 23 条例 17・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定又は改訂に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定に関する事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年条例第 17 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 6. 総合計画審議会条例施行規則

### ○野洲市総合計画審議会条例施行規則

平成 16 年 10 月 1 日

規則第 28 号

改正 平成 18 年 1 月 1 日規則第 2 号

平成 21 年 4 月 1 日規則第 14 号

平成 23 年 3 月 25 日規則第 9 号

令和 7 年 3 月 31 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野洲市総合計画審議会条例(平成 16 年野洲市条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第 2 条 条例第 3 条に規定する野洲市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平 18 規則 2・平 21 規則 14・一部改正)

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、特に必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名した委員がその職務を代理する。

(関係人の出席)

第 6 条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策調整部総合調整課において処理する。

(平 21 規則 14・平 23 規則 9・令 7 規則 27・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年規則第 2 号)

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年規則第 9 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 7 年規則第 27 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 7. まちづくり基本条例

### ○野洲市まちづくり基本条例

平成 19 年 6 月 22 日

条例第 26 号

改正 令和 2 年 3 月 25 日条例第 15 号

#### 目次

##### 前文

- 第 1 章 この条例の目的（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 みんなが輝くまちづくり（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 みんなの役割（第 9 条—第 15 条）
- 第 4 章 みんなに必要な情報（第 16 条—第 19 条）
- 第 5 章 みんなの参加（第 20 条—第 23 条）
- 第 6 章 みんなにわかる行政運営（第 24 条—第 26 条）
- 第 7 章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動（第 27 条—第 29 条）
- 第 8 章 みんなで育てる条例（第 30 条—第 32 条）

##### 付則

##### 前文

里山に朝日が昇り、湖面に夕陽を照らす。そして、移りゆく四季  
近江富士と呼ばれる三上山に緑連なる山  
日本最大で世界有数の古代湖である琵琶湖  
滋賀県最大の野洲川や日野川に代表されるふるさとの川  
その恵みにより形成された肥沃な大地  
そして、そこに息づく多くの生き物

このような豊かな自然を背景に、約 2 万年前の旧石器時代、野洲の人々の歴史が始まります。

日本最大の銅鐸や数々の古墳、木簡の出土などからわかるように、狩猟や漁労に加え、早くから農耕生活が根づきました。野洲の歴史や文化は、その生産力を支えとしながら、中山道や朝鮮人街道による東西の交通、琵琶湖や野洲川をめぐる舟運など、様々な交流から生み出されてきました。

悠久の歴史は、のどかに広がる田園、里山や湖での営みや商い、地域の誇るべき伝統や文化にも受け継がれるとともに、利便性の高い交通網により、住民の増加や企業立地が進み、新しい文化がはぐくまれるなど、魅力ある多様性に富んだまちへとつながっています。

私たちは、先人がどのような問題にぶつかり、どう解決してきたのかを模索しながらも、日本や世界を視野に入れ、「安心安全で、誰もが暮らしやすく生きがいの持てる社会」を次世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、人が「生きる」原点として、人類が獲得し、さらに発展させるべき「人権」や限りある地球の「環境」に普遍的な価値を置き、「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」という気概で、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です。

歴史と今がつながる

人と人がつながる

人と自然がつながる

一人の小さな一歩が大きな一歩につながる

それが野洲の未来へつながるよう

ここに野洲市まちづくり基本条例を制定します。

## 第1章 この条例の目的

### (目的)

第1条 この条例は、市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人又は市内で活動する人若しくは団体及び事業者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業を営む企業及び事業所をいいます。
- (3) 市民活動 市民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動をいいます。ただし、主として営利を目的とする活動、宗教に関する活動、政治に関する活動及び選挙に関する活動を除きます。
- (4) 自治会 本市の一定の地域に住む人が、自治意識に基づき主体的に組織する団体をいいます。
- (5) 市 市長その他本市の執行機関をいいます。
- (6) まちづくり 公共の福祉を念頭に置き、一人一人の知恵や力をあわせて、よりよいまちをつくっていくことをいいます。

## 第2章 みんなが輝くまちづくり

### (人権の尊重)

第3条 市民は、いかなる事由による差別も受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人の日本国憲法に定められる基本的人権が保障されるよう努めます。

(令2条例15・一部改正)

### (環境への配慮)

第4条 市民は、すべての活動において、地球環境を尊び、自然との共生を図ります。

2 市民は、豊かで良好な自然環境を享受する権利を持ちます。

### (たくましい地域経済)

第5条 市民は、地域の資源を生かした地産地消の推進や、新しい地域産業の振興など、たくましい地域経済を創造します。

### (協働のまちづくり)

第6条 市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして、相互に補完し合いながらよりよいまちを創造します。

### (学び合い)

第7条 市民は、互いにふれあいやきずなを通し、生涯にわたって学び合い、知恵や力をはぐくみます。

### (安全安心のまちづくり)

第8条 市民、市議会及び市は、地域の安全安心のための自主的な活動の推進や住環境を整備します。

(令2条例15・追加)

## 第3章 みんなの役割

### (市民の役割)

第9条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。

2 市民は、市民活動や自治会活動への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域課題の解決に努めます。

(令2条例15・旧第8条繰下・一部改正)

(市民活動団体の役割)

第10条 市民活動団体は、だれもが気軽に市民活動に参加できるよう、多くの市民にその活動の楽しさとやりがいを伝え、活動の輪を広げます。

(令2条例15・旧第9条繰下)

(自治会の役割)

第11条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実に努めます。

2 自治会は、市民が参加しやすい運営を行い、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に努めます。

(令2条例15・旧第10条繰下・一部改正)

(事業者の役割)

第12条 事業者は、地域社会への貢献などの社会的責任を果たします。

(令2条例15・旧第11条繰下)

(市議会の役割)

第13条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう、本市の意思決定機関としてその機能を果たします。

(令2条例15・旧第12条繰下)

(市長及び市の役割)

第14条 市長は、市民の知恵や力をまちづくりに生かし、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例を遵守します。

2 市は、自らの権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行します。

(令2条例15・旧第13条繰下)

(市職員の役割)

第15条 市職員は、自らも市民としての役割を果たすとともに、市民との対話、調整及び職務に必要な専門能力を高め、その職責を果たします。

(令2条例15・旧第14条繰下)

#### 第4章 みんなに必要な情報

(知る権利)

第16条 市民は、市が保有するまちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。

(令3条例15・旧第15条繰下)

(行政情報と市民情報の共有)

第17条 市は、前条に規定する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、保有する情報を公開するとともに、市民に必要な情報を提供します。

2 市民は、自らが保有するまちづくりに関する情報を積極的に提供します。

(令2条例15・旧第16条繰下)

(市民活動の情報)

第18条 市は、前条第2項に規定する情報の共有化を図るため、市民活動の情報を登録し、公表します。

2 前項に規定する登録に関する必要な事項は、別に定めます。

(令2条例15・旧第17条繰下)

(個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護します。

(令2条例15・旧第18条繰下)

## 第5章 みんなの参加

(まちづくりへの参加権)

第20条 市民は、自らが主体的にまちづくりに参加する権利を持ちます。

(令2条例15・旧第19条繰下)

(参加機会の保障)

第21条 市の主催する会議は、原則として公開します。

2 市が設置する審議会などの委員の選任には、年齢や性別などを考慮し、幅広い市民参加を図ります。

3 前項の委員には、公募により選任された者が含まれることを原則とします。

4 市は、市民に提供する行政サービスの向上を図るため、広聴制度を充実し、常に多様な参加機会を確保します。

(令2条例15・旧第20条繰下)

(市民への意見募集)

第22条 市は、重要な施策を決定するときは、市民から意見を募集します。

2 市は、前項の規定により提出された市民の意見を考慮して、意思の決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表します。

3 前2項に規定する意見の募集や公表に関する必要な事項は、別に定めます。

(令2条例15・旧第21条繰下)

(住民投票)

第23条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(令2条例15・旧第22条繰下)

## 第6章 みんなにわかる行政運営

(総合計画)

第24条 市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定し、公表するとともに、その実現に努めます。

(令2条例15・追加)

(行政評価)

第25条 市は、実施する事務や事業について能率的かつ効果的な運営を図るため、その評価を行い、結果を市民にわかりやすく公表します。

(令2条例15・旧第23条繰下)

(財政運営)

第26条 市長は、前条の評価を踏まえ、財政の健全性を確保します。

2 市長は、予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表します。

(令2条例15・旧第24条繰下)

## 第7章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動

(令2条例15・改称)

(市民活動の促進)

第27条 市は、市民活動を促進するため、必要な措置を講じます。

(令2条例15・旧第25条繰下)

(基金の設置)

第 28 条 市長は、市民活動の支援に要する資金を積み立てるため、基金を設置します。

2 基金は、前項の目的に沿った市民その他趣旨に賛同する者からの寄附金を積み立てます。

(令 2 条例 15・旧第 26 条線下)

(自治会活動への参加の促進)

第 29 条 市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、必要な措置を講じます。

(令 2 条例 15・追加)

## 第 8 章 みんなで育てる条例

(この条例の位置付け)

第 30 条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とし、他の条例、規則などの制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

(令 2 条例 15・旧第 27 条線下)

(継続的な改善)

第 31 条 市民、市議会及び市は、この条例の目的を達成するため、それぞれの取り組みにおいて継続した改善を行い、よりよいまちづくりにつなげます。

(令 2 条例 15・旧第 28 条線下)

(野洲市まちづくり基本条例推進委員会)

第 32 条 市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申します。

(1) この条例の適切な運用に関すること。

(2) この条例の見直しに関すること。

3 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定めます。

(令 2 条例 15・旧第 29 条線下)

付 則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行します。

付 則(令和 2 年条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(野洲市住民投票条例の一部改正)

2 野洲市住民投票条例(平成 21 年野洲市条例第 34 号)の一部を次のように改正します。

[次のよう] 略

(野洲市議会基本条例の一部改正)

3 野洲市議会基本条例(平成 22 年野洲市条例第 31 号)の一部を次のように改正します。

[次のよう] 略

## 8. 主な個別計画一覧



## 9. 市民の意識

総合計画の策定にあたり、市民生活と市政の直面する重要課題等について、市民の認識・期待を明らかにし、今後の施策を検討する上での基礎資料とすることを目的に、市民アンケートを実施しました。

調査対象	野洲市内に住所を有する満20歳以上の男女
標本数	4,000 サンプル（住民基本台帳を用いた無作為抽出）
調査方法	郵送で調査票を配布し、郵送で調査票を回収またはWebで回答を得た
調査期間	令和7年6月2日～6月30日
回収数	1,663件（41.6%）

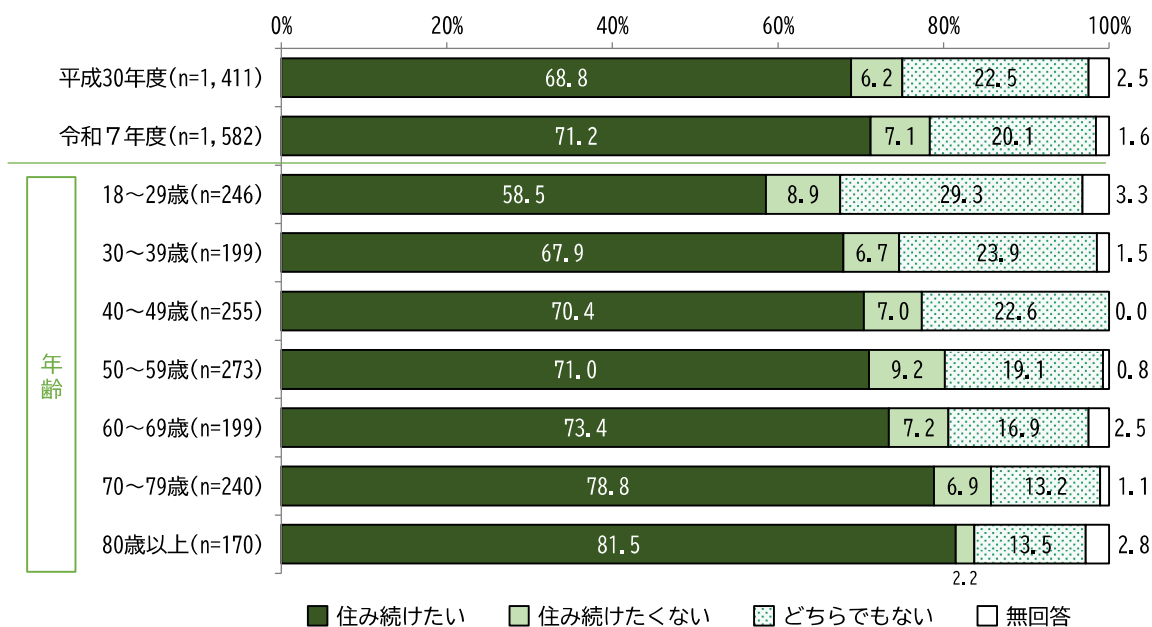
※野洲市の現状を表したものとなるよう、回収した調査票と実際の野洲市全体の年齢の偏りを補正しています。そのため、回収数は「1,663件」ですが、補正後の回答数は「1,582」となっています。なお、平成30年度調査結果も同様の処理を行い、補正後の数値となっています。

### （1）今後の居留意向

今後も野洲市に住み続けたいと思うかについて、「住み続けたい」が71.2%で最も高く、次いで「どちらでもない」が20.1%、「住み続けたくない」が7.1%となっています。

平成30年度の調査結果と比較すると、「住み続けたい」が2.4ポイント増えています。

年齢別でみると、年齢が上がるほど、「住み続けたい」が上昇しています。

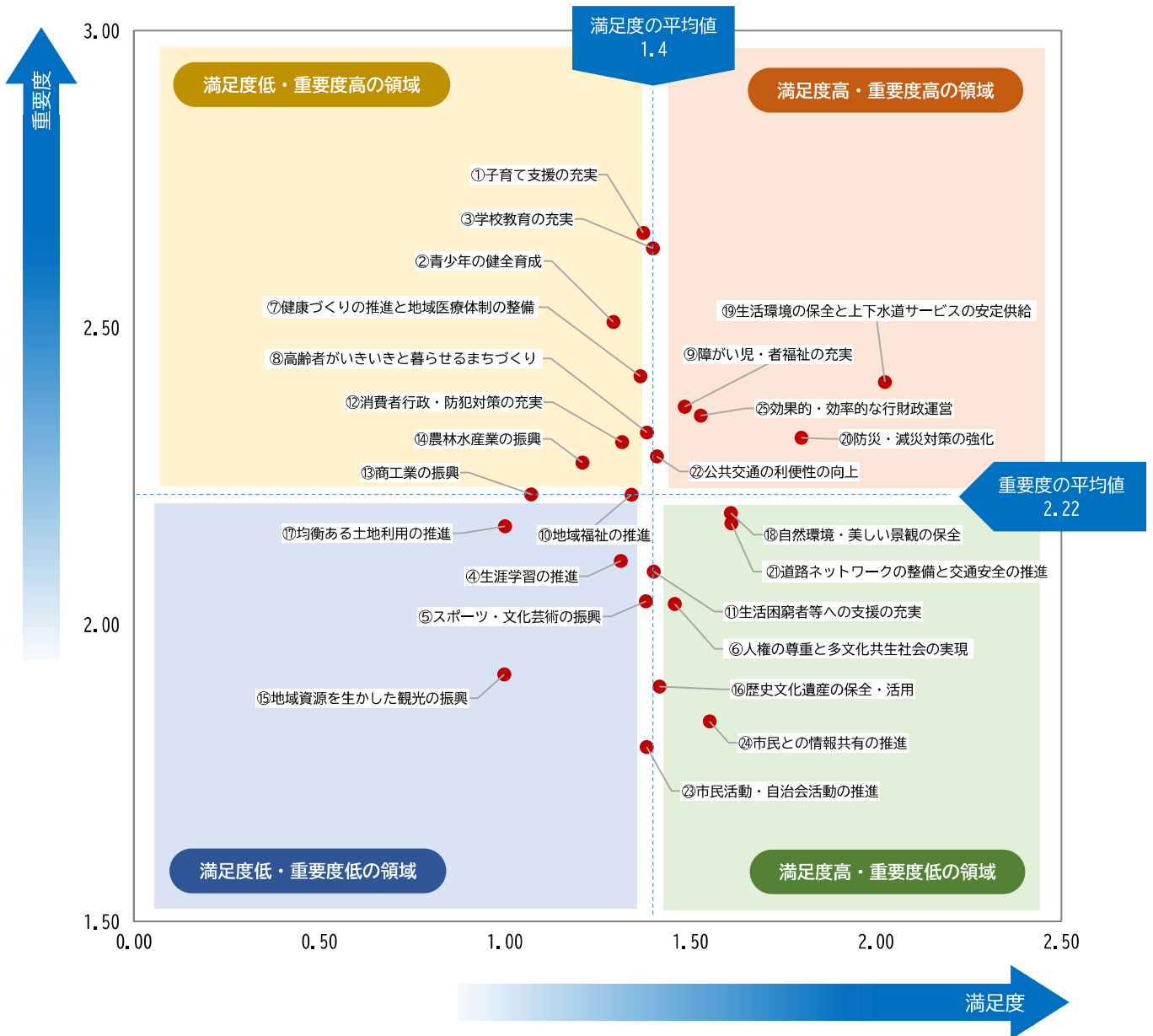


「住み続けたい」と回答した理由では、「自分（もしくは親族）の家、土地があるから」が77.0%で最も高く、次いで「家族、親族が近くに住居しているから」が39.0%、「自然環境に恵まれているから」が38.5%となっています。一方で「住み続けたくない」と回答した理由では、「鉄道やバスなど公共交通機関の利用に不便だから」が67.8%で最も高く、次いで「日常生活に必要な商業施設や医療施設がないから」が60.6%、「通勤、通学に不便だから」が43.0%となっています。

## (2) 各施策の満足度と重要度

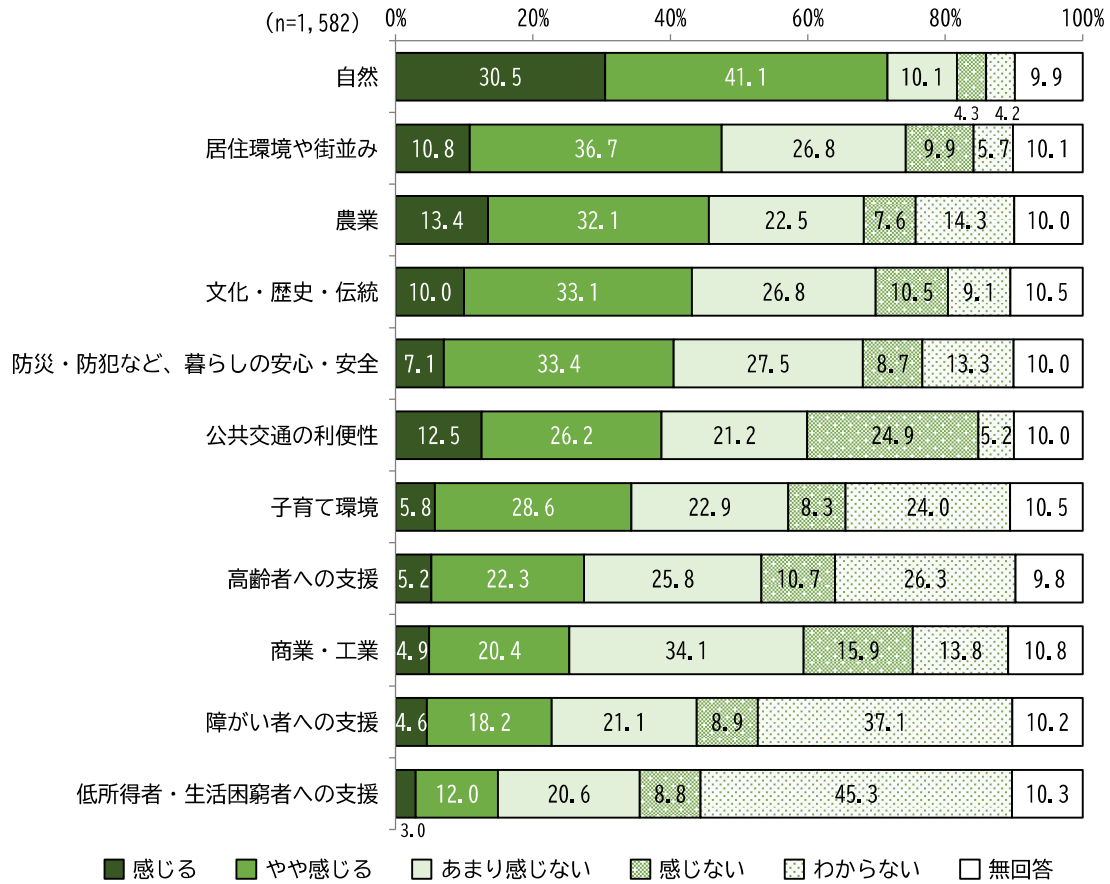
第2次野洲市総合計画の施策に対する満足度と重要度について、それぞれの平均を軸に、「満足度高・重要度高の領域」「満足度低・重要度高の領域」「満足度高・重要度低の領域」「満足度低・重要度低の領域」の4つに分類しました。

そのうち、「重要度高・満足度低の領域」は、その重要性に比べて満足度が上がっておらず、第2次総合計画において課題となる施策群であり、「①子育て支援の充実」「③学校教育の充実」「②青少年の健全育成」「⑦健康づくりの推進と地域医療体制の整備」などの施策があがっています。



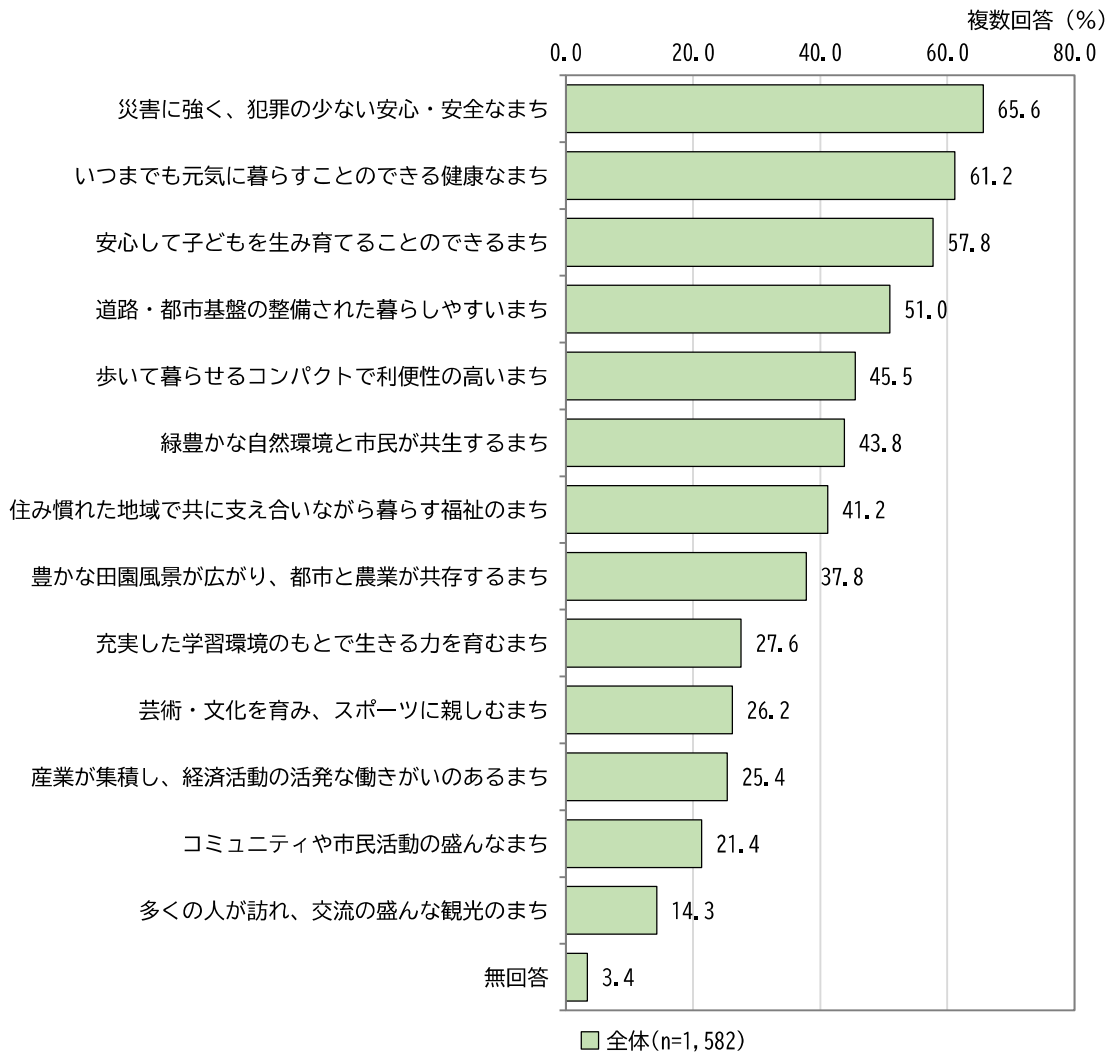
### (3) 誇りや愛着

野洲市で誇りや愛着があるものについて、誇りや愛着を『感じる』(「感じる」と「やや感じる」の合計)では、「自然」が71.6%で最も高く、次いで「居住環境や街並み」が47.5%、「農業」が45.6%となっています。



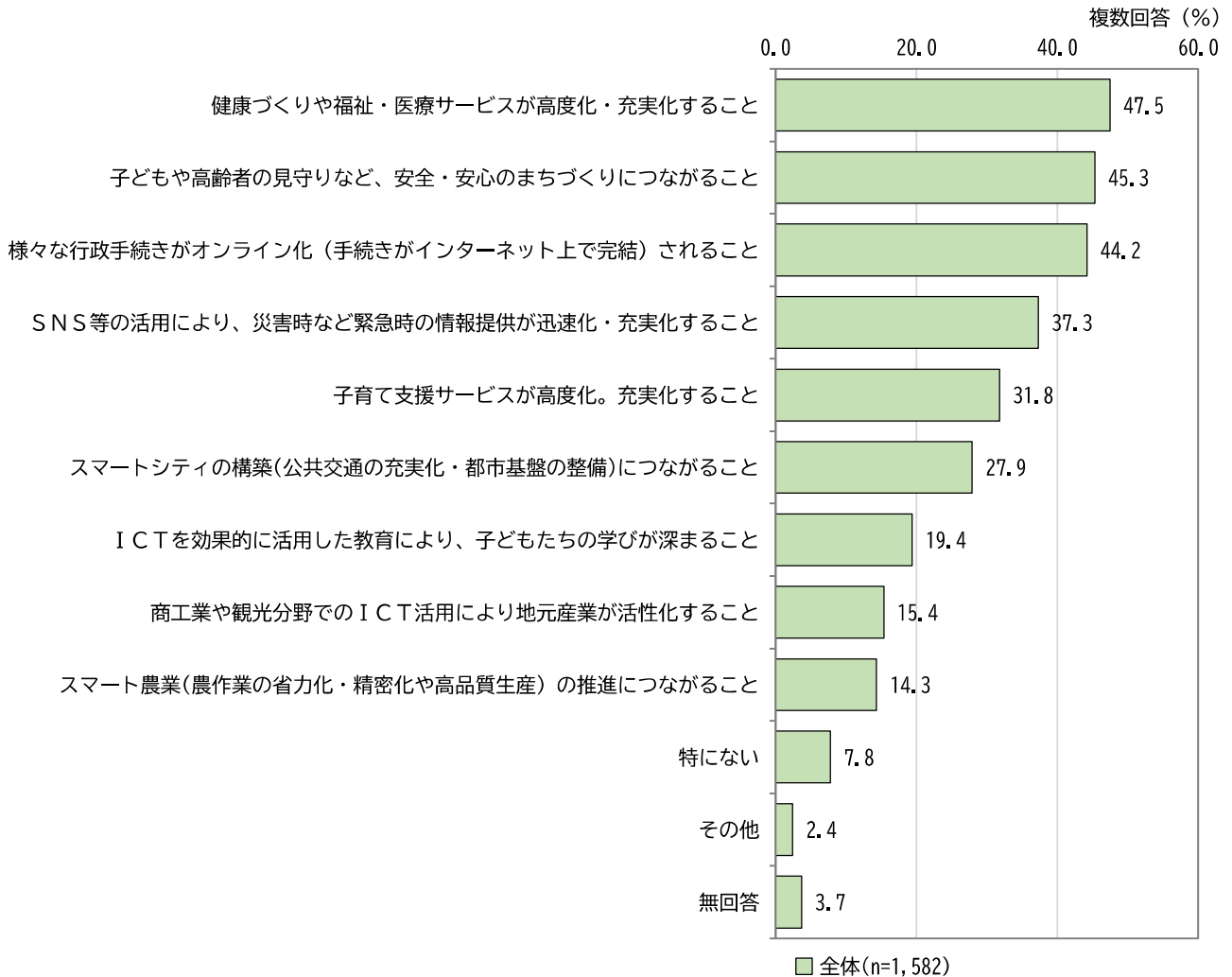
#### (4) 理想とする将来のまちの姿

これからの野洲市のまちづくりを進めていく上で、あなたが理想とする「将来のまちの姿」としてイメージについて、「災害に強く、犯罪の少ない安心・安全なまち」が65.6%で最も高く、次いで「いつまでも元気に暮らすことのできる健康なまち」が61.2%、「安心して子どもを産み育てることのできるまち」が57.8%となっています。



## (5) まちづくりのデジタル化

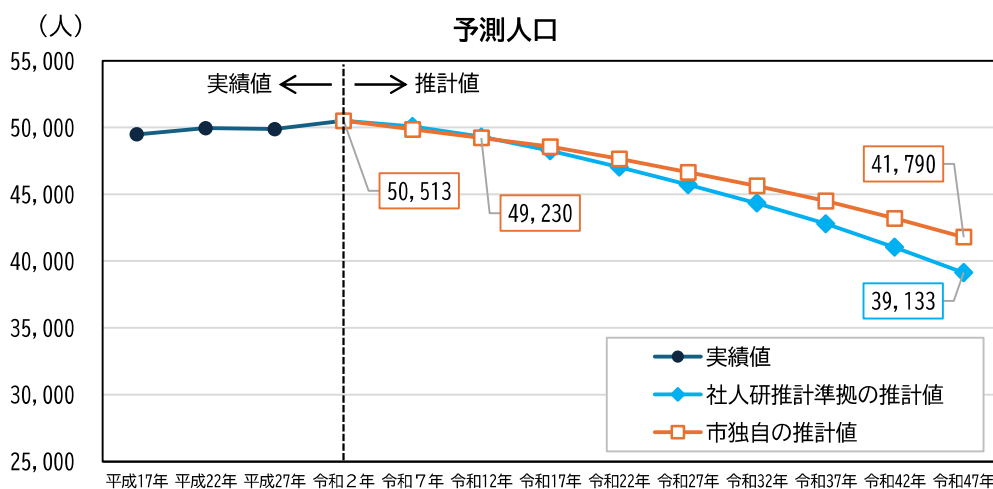
地域社会のデジタル化で期待することについて、「健康づくりや福祉・医療サービスが高度化・充実化すること」が47.5%で最も高く、次いで「子どもや高齢者の見守りなど、安全・安心のまちづくりにつながること」が45.3%、「様々な行政手続きがオンライン化（手続きがインターネット上で完結）されること」が44.2%となっています。



## 10. 予測人口

平成 28 年に策定した「野州市人口ビジョン」では、令和 7 年に合計特殊出生率 1.8、令和 12 年に合計特殊出生率 2.07 を達成し、それ以降は合計特殊出生率 2.07 を維持することをめざしています。社会増減については、社会増減が均衡し、増減ゼロを継続的に達成することを目標としています。

令和 2 年人口は、これまでに本市が独自に推計した数値よりも、実際には人口が増加しています。そのため、第 2 次野州市総合計画においては、最近の人口動向を踏まえ、推計値を最新のものに更新しました。総合計画に掲げためざす姿や施策を通じて、子どもを産み育てやすい環境づくり、住みたい・住み続けたいと思える環境づくりを進め、第 2 次野州市総合計画期間終了時（令和 12 年）の人口が 49,230 人になると予測します。



資料：平成 2 年国勢調査、内閣府地方創生推進室「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ及びワークシート（令和 6 年 6 月版）」をもとに作成

今後も人口の年齢構成は生産年齢人口が減少し、老年人口が増加する傾向が続く見込みとなっています。その結果、第 2 次野州市総合計画終了時（令和 12 年）には、平成 27 年実績値と比較して、老年人口が約 1,800 人の増加、生産年齢人口は約 1,200 人の減少、年少人口は約 1,300 人の減少と見込まれます。

## 第2次野洲市総合計画【後期基本計画】

策定：令和8年3月

発行：滋賀県野洲市

編集：政策調整部 総合調整課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

TEL 077-587-1121 FAX 077-587-4033

Eメール [info@city.yasu.lg.jp](mailto:info@city.yasu.lg.jp)

ホームページ <https://www.city.yasu.lg.jp/>

## 野洲市市民憲章と市の花・鳥・木

私たちは共に育み活気あふれるまちづくりを目指します！

- み** 水や緑、自然豊かなまちにしましょう
- か** 活力ある笑顔の広がるまちにしましょう
- み** みんながつながり未来をつむぐまちにしましょう
- や** やすらぎと安心のあるまちにしましょう
- ま** 学び合い共に歩めるまちにしましょう



菖蒲（あやめ）



イソヒヨドリ

写真 / 野洲市民提供



桜